

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>厚生常任委員会会議録</p>			
日 時	平成 22 年 12 月 14 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 36 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、千葉副委員長、吹田・中島・濱本・斎藤（博）・ 成田（晃）各委員		
説 明 員	生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 分

再開 午後 1 時 7 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

6 月 15 日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

広域連合議会第 2 回定例会が 10 月 26 日に開催され、議案として平成 22 年度一般会計補正予算、平成 21 年度一般会計歳入歳出決算認定のほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例案、職員の育児休業等に関する条例案、職員懲戒審査委員会委員の任命について上程し、また、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の条例改正の専決処分報告がされ、いずれも可決、認定、同意及び承認がされました。

一般会計補正予算の概要についてであります。前年度決算に伴う各市町村負担金の精算に係る歳入歳出 4,235 万 4,000 円及び期末勤勉手当支給率改正などに係る歳入歳出 198 万 2,000 円を計上したもので、補正予算の規模は 4,436 万 6,000 円であります。

また、平成 21 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計 14 億 386 万 2,694 円に対し、歳出合計 13 億 6,150 万 8,437 円で、歳入歳出差引き額は 4,232 万 4,257 円の黒字となっています。なお、この黒字額は、先ほど補正予算の概要でありましたように、平成 22 年度に各市町村に還付されます。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設の運転状況について、平成 21 年度実績及び平成 22 年 4 月から 9 月までの状況の報告がありました。平成 21 年度実績につきましては、6 月にあらかじめ広域連合各議員に配付していた資料の説明であり、これにつきましては、6 月 15 日に開催の当常任委員会で説明しておりますので、省略させていただきます。

平成 22 年 4 月から 9 月までの運転状況につきましては、ごみ焼却施設については資料 1 ページになりますが、受入れ量が 2 万 3,419 トンで昨年度の同時期の受入れ量 2 万 3,377 トンに比べて 42 トン、0.2 パーセント増加しました。溶融スラグ、メタルの搬出量は 412 トンであり、スラグはコンクリート 2 次製品の原料に、メタルは鉄製品の原料としてそれぞれ有効利用されております。

9 月までの全休炉日数は 26 日で、昨年同様、8 月から 9 月まで定期点検整備を行ったことによるものです。

次に、2 ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量が前年に比べ不燃ごみ、粗大ごみで増加、資源ごみはほぼ横ばいとなっております。受入れた資源化ごみのうち、資源化量が 1,460 トンと前年同時期と比べて 105 トン、率で 6.7 パーセント減少しておりますが、これは搬出先からの要請に基づいて資源化不適物の混入防止対策を厳格に行った結果、残渣の量が増えたことによるものです。

次に、3 ページから 5 ページの環境監視項目につきましては、9 月までに実施いたしました全項目で管理値を下回っております。

#### ○委員長

「小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部改正（原案）のパブリックコメント手続について」

#### ○（生活環境）生活安全課長

小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部改正（原案）のパブリックコメント手続について、その概要を説明させていただきます。

資料で配付している新旧対照表をごらんください。

今回、パブリックコメント手続を行ったのは、小樽市安全で安心なまちをつくる条例に犯罪被害者等への支援の条項を第16条として追加するものであります。

改正理由については1 ページになりますが、犯罪被害は、いつ、だれに起こるか、わかりません。思いがけない事件に巻き込まれることによって、犯罪被害者やその家族は、生命・身体・財産などの直接的な被害に加え、精神的ショックによる体調不良などの2次被害にも苦しめられます。犯罪被害者等の支援については、国において、平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定し、犯罪被害者等施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めています。

犯罪被害者支援における地方公共団体による取組は、これまで捜査機関である警察を中心に進められてきましたが、犯罪被害者等の置かれている状況はさまざま、多岐にわたる支援を被害直後から中長期にわたって途切れなく行うには限界があり、関係機関等の連携協力した取組を総合的に進めることが求められています。特に、住民にとって最も身近な存在である市町村には、保健、医療、福祉制度の実施主体であることから、身近な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や、関係機関・団体に関する情報提供などを行うことが望まれています。

犯罪や事故のない安全で安心な地域社会の実現は、市民すべての願いであり、日常の生活や社会発展の基盤となるものであります。犯罪被害者等が置かれている厳しい状況を理解し、支援することは、小樽市安全で安心なまちをつくる条例の趣旨である安心して暮らせる社会の実現を図るために欠かすことのできないものであることから、犯罪被害者等への支援条項をこの条例に追加し、犯罪被害者等に対する市の基本姿勢を明確にするものです。

条例原案のパブリックコメントについては、12月の広報おたるに記事を掲載しており、期間は12月1日から翌年1月6日までの37日間です。また、議案の提出については、平成23年第1回定例会を予定しております。

#### ○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成22年第3回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

1. 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙及び現北海道後期高齢者医療広域連合長の任期満了に伴う広域連合長選挙の結果についてであります。まず、議員選挙については、平成22年12月1日に選挙会が開催され、当選人が決まりました。市長区分では、長谷川俊輔根室市長、渡辺孝一岩見沢市長、西川将人旭川市長がいずれも無投票により当選いたしました。

次に、広域連合長選挙については、平成22年12月2日に選挙管理委員会が開催され、当選人が決まりました。候補者が1人であることから、高橋定敏留萌市長が無投票により当選いたしました。

次に、2. 平成22年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。平成22年11月11日に会期1日間で開催されました。議案件名と議決結果は、（1）の表のとおりでございます。

主な議案の概要は、①平成21年度一般会計決算総括表については、歳入18億7,729万7,000円、歳出18億1,981万5,000

円で、差引額は5,748万2,000円となっております。差引額5,748万2,000円のうち、2,874万1,000円は市町村事務費負担金の精算分に、残り同額2,874万1,000円は財政調整基金へ繰入れとしております。

②平成21年度医療会計決算総括表については、歳入6,630億7,906万2,000円、歳出6,454億8,834万3,000円で、差引額は175億9,071万9,000円となっております。差引額175億9,071万9,000円のうち、143億1,071万9,000円は国庫支出金等の精算分に、残り32億8,000万円は平成22年度からの新しい保険料の引下げのための財源としたものです。

③平成22年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算の確定に伴い、市町村事務費負担金収入を減額するほか、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額、また、広報事業の見直しに伴う広報事業業務委託料の増額を行うものです。

④平成22年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算の確定に伴い、市町村及び支払基金の療養給付費負担金収入を減額するほか、平成21年度国庫支出金などの精算に伴う返還金の増額をするものです。

最後に、3. 平成22年度第2回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催についてであります。10月12日火曜日に開催され、平成21年度各会計決算及び事業実績、平成22年度補正予算の概要、平成22年度実施事業の経過などについて協議がなされたところであります。

#### ○委員長

「介護療養病床の存続と第4期の地域密着型サービスに係る整備計画について」

#### ○（医療福祉）介護保険課長

介護療養病床の存続と第4期の地域密着型サービスに係る整備計画について報告いたします。

初めに、1. 経過についてであります。本年9月8日、衆議院厚生労働委員会において厚生労働大臣が介護療養病床の廃止を延期することを表明し、当面、猶予期間を設けて存続させる方針を示しました。

本市の介護療養病床は、12月1日現在、7施設475床あり、介護給付費全体の約20パーセントを占めております。平成21年度から23年度の第4期介護保険事業計画では、介護療養病床が廃止になる前提で事業計画を策定していることから、地域密着型サービスの整備計画の抜本的な見直しが必要となりました。

次に、2. 第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備計画についてであります。特別養護老人ホームの待機者や介護療養病床廃止に伴う一部受皿として、下の表のとおり計画を策定しております。グループホームについては、平成21年度は3か所を計画し、3か所を整備しております。また、22年度は4か所、23年度は5か所の予定でありました。以下、表のとおりとなっております。

なお、認知症デイサービスについては、21年度は1か所公募しましたが、応募がありませんでしたので、22年度に繰越しをしております。

次に、3. 道内人口10万人以上の都市の介護3施設である介護療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホーム及びグループホームの整備状況についてであります。介護療養病床の整備状況は、小樽市を100とした場合、旭川市が37.2パーセント、以下、表のとおりとなっております。いかに介護療養病床に係る小樽市の整備率が高いのかが、おわかりいただけたと思います。また、グループホームの整備率も当市が一番高くなっております。老人保健施設は函館市に次いで2番目に高く、それに比べ、特別養護老人ホームは6番目となっております。

次に、4. 介護療養病床の意向調査についてであります。10月中旬に既に転換の意向を示していた南小樽病院を除く7施設に対し、意向調査を実施しました。7施設のうち6施設までは猶予期間まで介護療養病床を継続する意向があり、1施設だけが転換を予定しておりますが、転換時期が26年度末になるため、第5期の中では給付費の減は見込めないこととなります。

次に、5. 介護療養病床存続による影響についてであります。介護療養病床の存続により、平成24年度から26年度の第5期の介護保険料で月に約900円、一般会計繰入金で年に約2.8億円の影響が及ぶことになり、さらに、第

5 期では、第 4 期に保険料上昇の抑制に充てたことから基金がなくなること、また、介護報酬が 3 年に一度の改定時期に当たることなどを考慮すると、保険料が月額 6,000 円を超えることが見込まれております。

次に、6. 介護保険事業計画の見直しについては、平成 22 年度から 23 年度の計画を見直すこととしましたが、市民ニーズの高い特別養護老人ホームに着目し、20 年 5 月調査時点の 6 か月以内に入所を希望する待機者のうち、在宅で要介護 4、要介護 5 の 29 人に、その後の増加を勘案し、平成 23 年度に地域密着型特養 2 か所、58 床の計画とすることにしました。なお、2 か所を整備することによる保険料影響額は月額約 76 円、一般会計繰入金年額約 2,400 万円が見込まれております。

次に、7. 策定委員会への諮問についてであります。本年 10 月 25 日、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会に諮問し、了承を得ております。

最後に、8. 開設法人の公募についてであります。11 月 5 日の本市ホームページに公募要領を掲載し、11 月 15 日、法人説明会を実施しました。申込期間は 12 月 1 日から 12 月末日までとなっており、23 年 1 月下旬に開設法人を決定し、24 年 2 月には開設される見込みであります。

#### ○委員長

「市立保育所の規模・配置に関する計画について」

#### ○（福祉）宮本主幹

市立保育所の規模・配置に関する計画について、第 2 回定例会で示しました計画（案）を第 2 回、第 3 回の定例会で御議論いただき、また、廃止などの対象となりました保育所における説明会やパブリックコメントなどにより御意見をちょうだいし、案の一部を見直しました。また、保育所の運営費については、平成 20 年度の決算数字から 21 年度の決算数字に、さらに、各保育所の入所人員の数字を 5 月 1 日現在から 10 月 1 日現在へと変更しております。

見直しました点について説明をいたします。

計画書の 13 ページ下段の目標年次計画ですが、まず、奥沢保育所につきましては、改築の目標年度を 2 年早めまして平成 25 年度といたしました。これは、産休明け保育や延長保育の需要動向から実施を早めるためであります。

次に、銭函保育所につきましては、改築の目標年度を 1 年早めて 24 年度とし、銭函地区における子育て支援事業の開始を早めることといたしました。

次に、長橋保育所につきましては、廃止年度を 26 年度末まで 2 年遅らせ、現在入所している一番下のクラスの児童が卒園できるように配慮いたしました。

最後に、最上保育所につきましては、26 年度から 28 年度の間に廃止することとしておりましたが、現在の入所状況や近隣保育所の入所状況から、現時点では廃止年度を特定せず、26 年度にその方向性を決定することとしたものであります。

以上、4 か所の保育所について改築や廃止などの実施年度を変更し、市立保育所の規模・配置に関する計画として取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○委員長

「日常生活用具の給付品目の追加について」

#### ○（福祉）三船主幹

日常生活用具の給付品目の追加について報告をいたします。

主に在宅の重度心身障害者に対して、日常生活を容易にするための用具を給付していますが、本年、新たに 2 品目を追加いたします。

まず、一つ目は、タッチ式ボイスレコーダーと言いまして、視覚障害 2 級以上の方を対象とするものです。これは、あらかじめ品物の名前や購入した日などの情報、例えば、エビの天ぷら、12 月 14 日などと自分の声で登録したシールを冷蔵庫の中の食品に張っておいて、それにこの機器を当てて読み取らせると登録しておいた音声を再生し

てくれるというのですが、太めのボールペンほどの大きさで使用方法も極めて簡単なことから、ぜひとも認めてほしいと要望がありましたので、6月から給付を開始し、11月末の時点で既に15件給付いたしました。

二つ目は、下肢保温保護用具で、下肢又は体幹機能の障害2級以上で車いす使用の児童を対象とするものです。

寒い季節にひざから足先までをカバーする大きな長靴型の用具で、ひざから下を保温すると同時に、接触などの衝撃から守るためのものであります。これについては、保護者から要望があり、福祉関係の実務者レベルの会議で検討、協議をしたところ、校外授業等の学業への参加が容易になるため、今冬から給付を認めるべきという結論に達しましたので、11月から給付を開始することといたしました。現在、数件の相談を受けておりました、それぞれ申請の準備中であると聞いております。

#### ○委員長

「音声コード研修会について」

#### ○（福祉）三船主幹

音声コード研修会について報告をいたします。

11月19日、消防講堂で開催をいたしました。この研修会は、厚生労働省の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業の視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業として、本市が特定非営利法人である日本視覚障がい情報普及支援協会に委託して行ったものです。まずは音声コードというものについて知っていただくことを主眼とし、市及び市議会関係者のほか、周辺の町村、国や道の機関、電気やガスなどのライフラインの関係者、障害関係団体等に広く参加を呼びかけましたところ、50名以上の参加者を集めての開催となり、音声コードの目的やルール、課題、活用事例の紹介などについての講義が行われ、無事終了することができました。

なお、最新版の音声コード対応ソフトを入手し、障害福祉係のパソコン1台にインストールをいたしましたので、実際に音声コードつきの文章を作成できる環境が整った旨を、研修を受講した職員あてに先日連絡をし、利用を促したところです。

#### ○委員長

「小樽市がん検診・特定健康診査に関するアンケート調査結果について」

#### ○（保健所）犬塚主幹

小樽市がん検診・特定健康診査に関するアンケート調査結果につきまして報告いたします。

今年度から、本市では、公衆衛生上の課題につきまして、その本質を明らかにし、必要な施策を検討するために、地域保健診断事業を開始いたしました。その一環といたしまして、今年度は、市民の受診率向上のための基礎資料とすることを目的に、小樽市国民健康保険加入者を対象に、がん検診、特定健診の受診状況や未受診の理由についてアンケート調査を行いました。

調査対象は、小樽市国民健康保険加入者40歳から74歳までの男女を年代別に無作為抽出した1,900人であり、調査方法は、調査票を郵送し、返信用封筒で回収する方法としました。回収率は44.1パーセントであり、対象者1,900人のうち838人の方から返送いただきました。返送されたアンケートは、クロス集計、カイ二乗検定といった統計学的処理を施しました。

まず、がん検診についてのアンケート調査結果ですが、回答者の受診状況については、本市が実施している検診のほか、人間ドック等でも受診しており、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、これら5種類のがん検診の受診率は25パーセント前後でありました。年代別の受診率の傾向では、年代が高くなるにつれて増加する傾向が見られましたが、子宮がん検診では逆に年代が高くなるほど減少していました。

未受診理由といたしまして、男性の肺がん検診では、面倒だからという理由に特徴が見られ、女性の胃がん検診、大腸がん検診では、検査に伴う苦痛などに不安があるからという理由に特徴が見られました。60歳以上の世代では心配なときはいつでも医療機関に受診できるからという回答が多く、年代が高くなるにつれてこの未受診理由が多

くなる傾向が特徴として見られました。また、40歳代では面倒だからという回答が多く、年代が低くなるにつれてこの理由が多くなる傾向が特徴として見られました。職業の有無別では、就業者に面倒だから、時間がないからなどの理由が特徴として見られました。

次に、特定健康診査についてであります。アンケート回答者の平均受診率は29.7パーセントでしたが、50歳代が24.8パーセントと他の年代よりやや低く、男女別では40歳代から60歳代で男性が女性より低い受診率でした。

未受診理由といたしましては、60歳以上の世代では生活習慣病で治療又は定期的に検査を受けているからという回答が多く、年代が高くなるにつれてこの未受診理由が多くなる傾向が特徴として見られました。40歳代、50歳代では体調が悪くないからという回答が多く、年代が低くなるにつれてこの理由が多くなる傾向が特徴として見られました。職業の有無別では、職業を持たない方に生活習慣病で治療又は定期的に検査を受けているからという理由が特徴として見られました。

今後は、本調査結果だけではなく、さらに他の調査も行い、市民への効果的な受診向上対策を検討してまいりたいと考えてございます。

#### ○委員長

「小樽市健康増進計画『健康おたる21』の改訂について」

#### ○（保健所）犬塚主幹

小樽市健康増進計画「健康おたる21」の改訂につきまして報告いたします。

本計画は、健康増進法第8条の規定に基づく市町村健康増進計画であり、市民の健康づくりの行動指針として、国が策定した総合的な健康増進の基本方針である健康日本21や北海道の健康増進計画すこやか北海道21を基本としながら、平成15年3月に策定したものであります。その後、国や北海道では、新たな法律の公布、施行等に伴い、それぞれ基本方針や計画を改訂しておりますので、本市もそれらと整合を図るため改訂を行ったものです。

改訂の背景と概要についてであります。国が平成13年3月に健康日本21を策定した以降、平成19年度にがん対策基本法、がん対策推進基本計画が施行されました。また、平成20年度には老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正、施行され、生活習慣病予防に着眼した特定健診・特定保健指導が導入されました。このようなことから、国では、健康日本21について新しく制定された法律に基づき改訂するとともに、計画終期を2年間延長し、平成24年度までといたしました。北海道も、国と同様に、北海道健康増進計画すこやか北海道21を改訂してございます。

本市の健康おたる21も、がん対策基本法、がん対策推進基本計画に基づく取組として検診受診率の増加を目標として追加し、また、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴って、基本健康診査という文言を特定健診・特定保健指導に変更いたしました。そのほかに、平成22年2月に国から受動喫煙の強化策として公共性の高い施設での禁煙対策を図るよう通知が出されていることから、健康おたる21についても本通知に従って取組を追加いたしました。また、計画期間についても、国や北海道と同様に計画終期を2年間延長し、これまでの計画期間の平成15年度から22年度を15年度から24年度までとしました。

健康おたる21の改訂版は、追補としてまとめ、小樽市ホームページへ掲載するとともに、関係団体等に配付いたします。

なお、現行の健康おたる21の計画終期が平成24年度であることから、平成25年度以降の本市の新健康増進計画を策定するため、来年度、平成23年度から計画策定の準備を開始する予定としています。

#### ○委員長

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について」

#### ○（保健所）保健総務課長

子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業についてであります。厚生労働省の予防接種部会におきまして、各

疾病の重篤性を考慮し、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの 3 種ワクチンを予防接種法上の定期接種化に向けまして、対象年齢層に接種を提供するための補正予算が、11月26日、国会で議決されました。これを受けまして、昨日、12月13日、北海道庁で各市町村を対象にこの事業に係る説明会がありました。説明会では、事業の内容、各ワクチンの接種対象者、補助対象額、健康被害対策等の説明がありました。

本市では、接種時期につきましては来年 2 月からの開始に向けて現在準備を進めているところであります。また、本事業に係る経費につきましては、接種者の範囲の決定、接種予定人数の把握を行うと同時に、他都市での状況も参考にしながら、接種費用の公費助成について本定例会に補正予算の追加提案を予定しております。

次に、本市での具体的な取組についてですが、現在、各ワクチンの接種ができる医療機関、また、接種費用の決定に向けて医師会と協議を行っております。また、この制度の周知に向けまして、報道機関の御協力をいただくと同時に、パンフレットの配布、広報おたる、市のホームページでの情報掲載をするほか、医師会、学校、一般市民を対象とした説明会の開催も予定しており、制度の周知に向けて取り組んでまいります。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

---

#### ○中島委員

##### ◎陳情第1182号（最上保育所の存続方）について

最初に、保育所問題について質問いたします。

平成22年12月1日付けの保育所入所児童数及び待機児童数の実態について、資料を提出していただいております。この資料から見ますと、現在、小樽市内では35人の待機児童が発生しております。4月1日時点は8人でしたので、増えております。提出していただいた資料の中で、公立の赤岩保育所で入所児童数にあきがありますが、待機児童が6人発生しております。この理由について説明してください。

##### ○（福祉）子育て支援課長

赤岩保育所でございますけれども、12月1日時点で4歳児と5歳児を見ますと合計46人と、4・5歳児を合わせた定員の56人よりも10人少ない入所者数になっています。ゼロ歳児を見ますと、定員よりも4人多い10人となっております。4・5歳児が少ないことについては、結果的には配置保育士数に特段の影響はないのですけれども、ゼロ歳児の入所児童数は保育士の数をより多く必要とするということで、既に臨時の保育士を配置して対応している状況です。

そのような中で、また、今回、入所の希望者が6名ほどいらしゃったので、新たに臨時の保育士を募集しておりましたけれども、この時期になってきますとなかなか応募が進まない中で、入所待ちとなっている状況でございます。保育士が若干名採用されますと、この入所待ちは解消されるというふうに御理解いただきたいと思っております。

#### ○中島委員

この表では、公立保育所が7人、民間保育所では28人の待機児童になっていますが、もう12月半ばを過ぎました。この待機児童解消の見通しはあるのでしょうか。

##### ○（福祉）子育て支援課長

現在、銭函保育所についても職員を募集中で、応募されれば解消されるということでございます。あと、民間保育所では7か所で入所待ちの状況となっておりますけれども、特に中央保育所あるいは新光保育園などについて、個々に聞き取りをしましたところ、今後、一部退所する児童も見込まれるところもあるようです。そういう意味で、2か所については、全員ではないでしょうけれども、ある程度は解消されるだろうと思っております。しかし、それ以外

のところについては、入所児童数が定員を大幅に超えていますので、基本的には難しい状況ですので、今後の解消は難しいのではないかと思います。

なお、小樽の場合ですと、毎年、年度途中に入所待ちになった子供については、4月1日にはほぼ皆さんが新しく入れる状況になっております。また、来年度については、市内で新たに定員も増えていく状況がありますので、かなり改善されていくのではないかとというふうに考えております。

○中島委員

そうは言っても、本年4月1日付けで既に8名の待機児童が発生しているわけですから、そういう見通しになるかどうか、長橋保育所は、今度訂正された規模・配置に関する計画におきましても廃止という方向は変わっておりません。ところが、この状況を見ますと、長橋保育所には、今、40名が入所しています。もし、長橋保育所がないとしたら、市の説明では、40名の子供たちは近隣にある相愛保育所、龍徳オタモイ保育園に振り分けになる予定だと言っておりました。どちらを見ましても、現在の段階での空き人数は到底40人を吸収できる状況にないと思いますが、それでも長橋保育所を廃止したときに問題はないとお考えなのでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

長橋保育所を平成26年度で廃止した場合に、他の保育所での受入れが可能であるかという見通しにつきましては、今後の児童数が減少していく見込みであること、また、受入先と考えております保育所から施設面積的には定員を増やすことができますと言っていたいておりますことから、廃止をしても待機児童を出すことはないというふうに考えております。

○中島委員

最上保育所は、8月1日で定員の45人ちょうどになったと聞いております。それ以降、45人が継続しているわけです。4月以降、8月までの間に最上保育所に何人入所したのか、そのうち、最上保育所を第1希望にしていた子供が何人いたのか教えてください。

○（福祉）宮本主幹

5月以降に入所した児童数は10人です。そのうち、最上保育所を第1希望としたのは9人です。

○中島委員

最上保育所は非常に離れた地域であるので、ほかの保育所に入れられないから第2希望、第3希望として結果的に入ったという状況では決まてないのです。最上保育所を第1希望にして入った子供が圧倒的に多かったわけです。

計画では、平成26年度に見直しという文言に変更されましたけれども、26年度に何を見直す予定なのですか。

○（福祉）宮本主幹

市立保育所の規模・配置に関する計画で、最上保育所については、入所状況の変化や近隣保育所の入所状況から、当初の案では平成26年度から28年度の間には廃止するとしていたものを、26年度に方向性を決定すると変更しております。今後、さらに少子化が進行していくものと予測しておりますが、最上保育所、また近隣保育所の入所児童数の動向も含めて見ていく必要があるだろうと考えておりますことから、26年度に廃止、継続などについて判断をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

子供の入所状況は、大変流動的であります。現在、この状況で最上保育所を廃止する方針にはならなかったわけです。平成26年度に廃止も含めた方向性が決定する予定だとおっしゃいますけれども、子育て支援課は子供が減ることを待っているのですか。子育て支援というのは、子供が増えて社会の活性化になることをどう手伝えるかが仕事ではないのですか。どうもその趣旨が違うような気がするのです。本来なら子供を増やすためにどうするかという計画を立てるべきであるのに、端的に言えば、26年度まで減ることを待って廃止を決めたいという方針に聞こえるのです。そういうふうに理解したいのですが、どうですか。

## ○福祉部長

子育て支援は、保育所をつぶすためにやっているわけではなくて、あるいは、ちょっと部署は違いますけれども、介護保険も高齢者が30パーセントを超えたから破綻するということであってはいけないうけですけども、少子化傾向に歯止めがかかっていないことと、今回、この計画を市民の皆さんに示したときに、特に幼稚園の経営者から、当初の案で手宮保育所についての方向性を民間移譲も含めた話を少し差し上げたところ、今、幼稚園は、子ども・子育て新システムの中でシステム変更といいますか、ひょっとするとなくなるかもしれないということでちょっと論議が起きています。そういう途上にあるところから、新しいこども園、あるいは、こども園にならなくても、法人格がどこであっても保育所の運営ができるのであれば、学校法人あるいは宗教法人として保育所を運営できるだとか、あるいは、社会福祉法人を持たなければだめだとか、そういう御相談を市内の幾つかの幼稚園からちょうだいしております。そういうことも含めて、今の子ども・子育て新システムが本当に成立するかどうかはわかりませんが、少子化だけではなくて、実際に今、幼稚園に入園される方が少なくなっていることから、保育所へシフトされることを考えておられる法人がたくさんあること、そういうことが平成23年以降の二、三年の間に大きく動いていこうと思っています。実際に幼稚園の経営者も、今の民主党のマニフェストに書いてある子ども・子育て新システムが現実によくいくとは思っていらっしやなくて、斎藤博行委員がそこでうなずかれています。ただ、それにしても、幼稚園が今までのように預かり保育のパターンでずっと続けられるかというところでもないのです。建物も老朽化してくる、では、どうするのだという不安を抱えていらっしやって、もともと公立保育所だけの計画にはかなり無理があって、市内のすべての保育施設あるいは幼稚園について、次世代育成支援行動計画で推計はしているのですけれども、そのトータルの計画がないことで、今、中島委員から御指摘のあったような矛盾が生じているところですので、それは、今の計画で少し年次を延長したり、あるいは定員を見直したり、あるいは方向性の決定を26年度という線引きをして、そこで柔軟性が持てるようにしていますので、あくまでも市立保育所を全部つぶすためにこの計画をつくっているのではないということだけは申し上げておきたいと思っています。

## ○中島委員

陳情趣旨説明であったとおり、今回の陳情には、短期間で1,110筆の署名が寄せられています。たくさんの方が子育て支援と言うのに保育所をなくすのはおかしい、うちの孫が入れなくて待っていたのだ、これから働こうと思っているから保育所はなくさないでほしい、こういう声をたくさんいただいた署名なのです。そして、現在の段階で35名の待機児童が発生しているのです。最上保育所を廃止すると言っていますけれども、今は定員ぴったり入っていますし、みんな、最上保育所に行きたいと言って来た子供なのです。こういう現状で、廃止を含む検討を平成26年度にすることを結論づけること自体が間違いではないですか。訂正するなら最上保育所の廃止はいったんやめると訂正するのが本当の筋ではないですかと私は思います。いかがですか。

## ○福祉部長

本当の筋からいけば、長橋保育所の廃止の中止を求める陳情が上がるのが本当だと思うのですけれども、今回はそうになっていないのです。最上保育所で3年後にどういうことが起きているのか、私もそこまでは予測が付きません。当初にお出しした計画は確かに平成26年度から28年度の間という3年間のスパンで絶対に廃止するのだという意図が見えたのかもしれませんが、長橋保育所も最上保育所についても、現場に行ってお話を伺う、あるいは、議会で御論議をいただいた中で、確実に公立保育所の必要性がなくなるという図式ではなくなっていることは私たちも認めています。そのことによって、今の長橋保育所の年次の延長、特に長橋保育所については入所許可証に何年まで入所できると書いてあることがなくなるという矛盾が生じますので、これについては今入所している方々すべてが卒園できるまで、それから、最上保育所については、今、中島委員からお話のあったように、現在の定員満度に来ている状況がありますから、この傾向が、少子化のことだけではなくて、先ほど申し上げたような幼稚園を含めたほかの保育施設といいますか、就学前の子供が通園、通所される施設がどういふふうに変っていくか、

これは制度改正のこともありますので、その間の様子を見たいということですので御理解をいただきたいと思いません。

○中島委員

これで終わりますけれども、部長がそうおっしゃるなら、そういう動向を見きわめた上で方針を出すのが本当だと思います。動向が決まらないうちに廃止方向だけが決まるのは、やはり、私は納得できません。市民の陳情もありますので、この問題については、引き続き、ぜひ議会の中で意見を反映させるために取り組んでいきたいと思えます。

◎陳情第1184号（容器包装リサイクル法の改正を求める意見書提出方）について

次に、容器包装リサイクル法の改正を求める意見書の提出方についての陳情が出されましたので、この問題について何点かお聞きします。

1995年に容器包装リサイクル法の制定がされて、これはこれで画期的な面があったのですが、最初に、その制定の目的について簡単に説明を求めます。

○（生活環境）廃棄物対策課長

容器包装リサイクル法の制定目的でございますが、これにつきましては、法にも書かれておりますように、容器包装廃棄物の分別収集から得られる分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講じることによって、一般廃棄物の減量及び再資源化の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものでございます。

○中島委員

陳情の趣旨説明にもあったとおり、この法律で初めて容器包装廃棄物に対する事業者責任が明らかになったのです。その後、一般廃棄物のリサイクル率が大変改善したと聞いております。1997年に全国平均で11パーセントだったものが2006年に19.6パーセントとほぼ倍になっているのですが、小樽市のリサイクル率はどのような変化になっているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今、お話のあった年度には対比しないのですが、平成10年度は約3.6パーセント程度と非常に低かったのですけれども、直近の21年度ではおよそ19.3パーセントでございます。

○中島委員

リサイクル率という点では大きな成果になっていると思えますし、実際にはリサイクルは進んでいるのですけれども、ペットボトルの排出量については容器包装リサイクル法ができた後のほうがかえって増えているのです。この問題についてはどういうことなのか、説明を求めます。

○生活環境部長

ペットボトルの排出量イコール生産量でしょうけれども、増えている理由として、まず一つは、容器包装リサイクル法の解釈が変わりまして、ペットボトルの定義が広くなり、ドレッシングやめんつゆの容器もペットボトルという定義に入ってきました。これは小さい理由でしょうけれども、もう一つは、中島委員がおっしゃったとおり、容器包装リサイクル法の適用品目になったということです。どういうことかということ、リサイクルにかかる費用のほとんどは収集、選別、保管で、その費用を自治体が負担して、製造者は再商品化工場の運営資金だけを費用負担すると。言ってみれば、自治体が集めない、消費者が資源ごみとして出さなければ出さないほど利ぎやが増えるということです。生産量、製造量ではなくて、排出量に対してリサイクル料がかかってくるということですから。

ただ、事業者だけの責任ではなくて、消費者の部分も大きいのです。まず一つは、この法律で消費者自身がリサイクル費用を直接負担することなく、リサイクルに関しての負担はほとんどが税金でやっているということです。そのため、お店で同じコーヒーを買う時に、ペットボトル、瓶、缶のどれにしようかと迷うときには、やはり、軽

量ですとか、1 回口をあけても保管や運搬もできるペットボトルの利点に消費者が飛びつきます。ですから、1 度しかリサイクルできないペットボトルを買って、何度もリサイクルできる缶や瓶を買ってごみ減量に寄与するという意識が働かないということが原因かと思っております。

○中島委員

先日もありましたけれども、確かに、ペットボトルなど、それまでは 1 リットル以上のものしか製造してはいけなかったのに、それ以下の小さいサイズもどんどん解禁になりまして、350 ミリリットルとか 500 ミリリットルといったペットボトルをいくらでもつくるようになったわけです。そして、対象範囲も広げました。その反面、リターナブル瓶という容器は一気に減少しているのです。瓶は、事業者責任で回収、洗浄、再利用していたものが、ペットボトルなら一切そういうことにかかわらなくていいことになったものですから、事業者としては投げ捨てるペットボトルのほうが費用はかからないということでぐっとシフトしてしまったわけです。

これは、本当にこの法律の根本的な目的と大きく食い違った重要な問題なのですが、さらに、その後の 2005 年に容器包装リサイクル法の改正がされております。その改正の主な点はどのようなことでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

このときの主な改正点でございますけれども、市町村分別収集計画の公表、義務化したことと、みずから策定した分別収集計画に従って、再商品化施設の施設能力を勘案して指定法人等に分別した資源物を円滑に引き渡す。それから、指定容器包装利用事業者に対して、毎年度、使用した容器包装の量の状況なども定期的に報告することを義務づけたこと。それから、このリサイクル法の施行後、いわゆるリデュース、リユースを含めたさらなる取組を促進するということから、容器包装リサイクル法の目的に排出の抑制も追加したところでございます。また、市町村の再商品化の合理化に寄与する程度に応じて、市町村に金銭が支払われるいわゆる資金拠出制度がつけられた点でございます。

○中島委員

今度は自治体に資金拠出制度が適用されることになったのですが、これによって小樽市は具体的にどのような影響を受けたのか、その辺についてはどうですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

この制度による影響というか、金銭的な部分で一番影響を受けるのがプラスチック製容器包装でございます。要は、プラスチック製容器包装は、指定法人日本容器包装リサイクル協会から、毎年 1 回、ベール品質調査をやりまして、簡単に言いますと、収集したプラスチックの中に異物があるのですけれども、できるだけ異物が入っていないものを引き渡します。100 パーセントに近いものを再商品化事業者に引き渡すという部分がございます。品質の高いものを引き渡さなければならないことから、できるだけ異物の少ない品質というか、当然、市民から出しているただくには徹底した分別、適正な排出もそうですけれども、そのほかに、最終的にきちんとした選別をして異物を少なくする、品質の高いものを引き渡すといった部分を高めていかなければならない部分が大きく影響してございます。

○中島委員

たしか、A から D までの品質判定がされて、その判定によって返ってくる金額が変わる、あるいは、全くごみ引取りをしないという結果も出ると聞いています。小樽市は、具体的にどんな判定を受けて、金額への影響はなかったのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

この品質調査を簡単に申し上げますと、A ランク、B ランク、D ランクがございまして、異物が入っていない 90 パーセント以上の選別率が A ランク、85 パーセントから 90 パーセント未満が B ランク、85 パーセント未満が D ランクと三つのランクに分けられてございます。小樽市では、平成 18 年度、19 年度、20 年度と A ランクという非常に高

い評価をいただいているのですけれども、21年度についてはBランクです。Aランクがつかますと、基本的には、当初かかった経費から結果的にその年度の実際にかかった経費を引いた残りが差益として出るものですから、それが拠出金の基金になるのですけれども、そのうち半分ぐらいを全国の市町村に品質の高い、要するにAランク以上の市町村に配分するというつくりです。20年度は結果的にAランクでしたので大きな拠出金でしたが、21年度についてはBランクだったものですから、これは次年度ということでは本来なら今年度に入ってくるのですけれども、基本的なある程度の額は入ってくるのですけれども、大きな額の品質にかかわる拠出金について、今年度は入ってこない状況でございます。また、本市において、引取り拒否というDランクは今のところございません。そういう状況になります。

#### ○中島委員

それは、プラスチック類、ペットボトル類の処理に係る事業者の負担も増えるものですから、結果的に厳しいチェック項目を出して、引取りをしないという項目までつくって事業者負担の軽減を図る部分があるということが私は問題だと思っているのですが、実際にリサイクル法の改正のときには全国都市清掃会議や全国市長会、市民団体からたくさんの提案や要望が出されておりました。発生抑制、再利用を最優先した3R原則を基本に据えること、自治体の転嫁費用の負担軽減を図ること、事業者が最終処理まで責任を負う仕組みをちゃんと法律に明記することなど、ずいぶん意見が出ていたのですが、改正法ではほとんどこれが反映されておられません。実際に小樽市の自治体負担の問題ですけれども、リサイクル費用について、紙類、ペットボトル、プラスチック類、それぞれ分けて、大体の額でいいのですけれども、経年的に幾らぐらい負担しているのか、お知らせください。

#### ○（生活環境）廃棄物対策課長

収集、運搬、又は処理費用でございますけれども、紙類は、平成19年度が5,183万5,000円、20年度が4,860万2,000円、21年度は4,756万2,000円でございます。それから、プラスチック類、ペットボトルにつきましては、19年度が4,210万円、20年度が4,867万7,000円、21年度が6,167万4,000円になってございます。

#### ○中島委員

今、お示しいただいた数字を見ても、プラスチック類になるとこの3年間で4,200万円から4,800万円、6,100万円と毎年のように経費がかかっているのです。リサイクルのために一生懸命頑張れば頑張るほど、自治体の市民の税金で使うお金が増えるという仕掛け自体がこの法律の問題だということで改正を求めている中身なのです。そういう点で、私たちは、今回、陳情を出された皆さんの趣旨は大変妥当な中身だと、ぜひ、小樽市としても関係諸団体、あるいは国にこの陳情、意見書を上げるべきだと思います。こういうことで、この問題についての私の質問を終わります。

#### ◎後期高齢者医療制度について

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

後期高齢者医療制度については、12月8日に新制度の最終案が示されております。民主党政権も、後期高齢者医療制度は廃止するという公約を掲げて現在まで経過いたしました。新制度の内容について若干お聞きしたいと思います。名称そのものは、後期高齢者医療制度から長寿医療制度とも言っていましたけれども、今度はどういう名称になるのでしょうか。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

現在のところ、新しい制度の名称はまだはっきり定まっていないというふうに聞いております。

#### ○中島委員

75歳以上の年齢区分が問題になっていたのですが、この年齢区分はなくなるのですか。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

現行制度におきましては、75歳の年齢到達で後期高齢者医療制度に全員が移行する形になっておりまして、新し

い制度におきましては、もともと加入していた、例えば国民健康保険ですとか、現役で働いている方や扶養者も含めて被用者保険に移行するというので、表面的にはこれまでの保険制度に継続して加入していくことになります。

しかしながら、国保であれば75歳以上の部分につきましては別勘定で運営していく制度になるというふうにしております。

#### ○中島委員

現在、75歳以上の約8割が国保に戻り、あと2割は被用者保険でそのままというふう聞いておりますが、74歳までは市町村の国保で75歳以上は都道府県単位の国保になると。そうなった場合、これまでどおり広域連合で運営するのか、北海道の運営になっていくのか、なぜ75歳以上だけ市町村国保から切り離すのか、そこら辺についてはどうということなのでしょうか。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

なぜ、75歳以上の部分を別勘定といいますか、別建てで運営するのかということについては、これまでも、高齢者医療制度の部分につきましては、老人保健制度、それから平成20年度からの後期高齢者医療制度という部分で、別の制度という区分けをしてきた経過があります。今、最終取りまとめで示されている中では、第1段階、第2段階の2段階方式で制度の変更を考えているようです。まず、第1段階につきましては、今、委員がおっしゃったように、75歳以上の部分を別枠として都道府県単位の財政運営主体でやっていく、それから、25年度を新しい制度のスタートというふうにしておりますけれども、それ以降、5年後になるのですけれども、第2段階においては、今度は、現役世代も含めて都道府県単位の運営に移行していくという予定がございます。

要するに、広域連合、あるいは道など、どこが運営主体になるのかにつきましては、今のところまだ明確には示されておりませんが、今のところ財政運営主体は都道府県でいくという方向性は決まっております。

#### ○中島委員

70歳から74歳の窓口負担は、2013年度から順次1割から2割に、また、低所得者への保険料軽減は、今は9割が軽減になっているものを段階的になくすと言っておりますけれども、これはどのような形で変更させていく予定なのでしょうか。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、窓口負担の関係ですけれども、70歳から74歳のいわゆる前期高齢者につきましては、今は法定事項で2割となっておりますが、凍結されて1割という状況が延長されて続けております。これは、制度が新しく始まりまず平成25年度から順次2割にしていくと言っておりますけれども、まずそういう表現であります。

それから、軽減の段階的な減少もうたっておりますけれども、その具体的中身として、どんな方法でどんなふうになるのか、その詳細については示されておりません。

#### ○中島委員

ということは、新制度におきましては、これまで特例として凍結してきた前期高齢者の窓口1割負担はやめる、低所得者への保険料の軽減策もやめるという方向がはっきりしたということですね。

それでは、保険料の負担割合は医療費がかかればかかるほど高くなるのではないかとということが大変心配されます。相手は75歳以上の方々ですから、これからどんどん元気になるとは到底思えませんので、やはり、病気をしたり入院をしたり、医療費がかかる世代だと思います。そういう皆さんの医療費がどんどん増えて、総医療費が膨れ上がっていけば保険料の負担割合も増えていきますが、そういうときに、保険料をこれ以上は増やさないという上限みたいなものが設定されたり、一定の国庫負担が増えたりして、保険料自体の負担額が大幅になることはないという設定がされる制度なのでしょうか。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

現行制度では、病院にかかる頻度が多くなれば、結果として保険料にはね返るのは当然のことだと思います。し

かしながら、後期高齢者医療制度における若年層との保険料の対比において、当然、高齢者のほうが年々増えてきますし、割合としては若年者が減りますから、要するに、老人が増える分、裏を返しますと、若年が減る分は、現在、若年層と高齢者の部分で折半という形になっております。新しい制度におきましては、高齢者の部分の負担率を見直す、さらには、各都道府県に財政安定化基金を設けまして、高齢者の保険料の伸びを抑制する、そういう仕組みをつくるとしておりますので、極端な保険料の値上げには結びつかないというふうに考えております。

#### ○中島委員

若年者の後期高齢者支援金の制度は、小樽市国保でも後期高齢者医療制度に対して毎年出していますね。初年度である平成19年度から21年度まで、それぞれ毎年幾ら出していますか。

#### ○（医療保険）国保年金課長

後期高齢者支援金の小樽市国保の抛出状況ですが、これは平成20年度からとなります。20年度の決算につきましては、14億776万4,000円、21年度につきましては、15億4,183万9,000円となっております。

ここで一つ説明したいのは、20年度から21年度にかけて1億4,000万円ほどが一気に増えてございますけれども、国保の1年度は、4月から3月ではなくて3月から2月という経理の仕組みになってございまして、初年度である20年度の支援金は、この制度が発足した20年4月から21年2月までの11か月相当分となっております。ですから、20年度は14億700万円ほどでしたけれども、21年度につきましては15億4,183万9,000円となっております。

今年度につきましては、現在のところ、15億3,740万8,000円という概算額が示されてございます。ただ、この支援金につきましては、もともと根っこになっているのは後期高齢者医療費の4割相当を支援するとなっております。4割の根っこの医療費はあくまでも見込みの数字で計算してございますので、その見込みの医療費が確定した2年度後に支援金自体を精算する仕組みがございまして、22年度につきましては、制度が発足した20年度の精算も始まりまして、この精算金が1億5,372万円多く支援金を支出していた結果になってございまして、今年度、実際に支援金として出す額はこの部分が差し引かれた13億8,368万7,000円を支援金として支出する予定になっております。

#### ○中島委員

4割相当を配当するわけですから、総医療費が膨れ上がってくれば、これも比例して出さなければならない中身です。

先ほどの課長の説明では、新制度の第2段として市町村国保のすべての加入者を対象に都道府県単位の広域化を計画しています。山田市長は、広域化に対して大変期待していると本会議でも言っておりましたけれども、実際には国庫負担を減らして自治体全体で財政を共有化して保険料やサービスの均一化を図ることになっていくのではないかと心配されるのですが、例えば、多くの自治体では、一般会計から国保会計に繰入れをしたり、保険料の上昇を抑えたり、赤字補てんなどの対策をやってきましたけれども、今度、こういう自治体単位の計らいは認めないというのが広域化の前提です。そうなれば、そういうふうに工夫してきた自治体がいっぱいあるものを引いてしまった後に保険料設定をすれば、結局、保険料は値上げすることになるのではないですか。私はそういうふうに思います。

例えば、小樽市国保の中で、小樽市として一般会計から繰入れをやっている事業は具体的にどういうことがあるのでしょうか。全くないのでしょうか。

#### ○（保険医療）国保年金課長

小樽市が現在やっている独自の繰出金につきましては、保険料の法定での軽減のほかに市が独自で減免をしているものがございます。これは、生活保護を受給された方とか、また、保険料はもともと前年の所得に基づいて計算するのですが、前年はそれなりに所得があったのが、失業等のいろいろな事情で所得が激減したといった方々に対して、保険料の所得割を減免するという制度がございまして、その減免相当額を一般会計から繰入れしてございます。

### ○中島委員

そうならば、そういう繰入れは広域になったときは認めないということが十分に考えられると私は思います。

それから、小樽市では、市民税非課税のひとり親家庭の親に対して、外来受診時の窓口負担を 3 割から 1 割にするという独自減免をやっています。これは福祉医療ですが、広域化になると、このような小樽市の単独事業そのものもチェックの対象になって認めないことになるのではないのでしょうか。こちら辺はいかがですか。

### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

福祉医療助成の部分について申しますと、現行もそうですけれども、道の補助基準に基づいて北海道と市町村の単独事業として実施しております。ですから、医療制度の関連ではなく、医療費の窓口負担における自己負担の一部を福祉医療という観点から助成しておりますので、それは制度が変わっても自己負担に対する助成の部分については変わっていかないというふうに考えております。

### ○中島委員

しかし、国は、国保事業に対してペナルティーをかけていますね。収納率に対するペナルティーです。それと同時に、独自の医療助成、福祉医療や乳幼児医療費の無料化など独自にやっている分については、それだけお金を出しているのだろうということによってペナルティーがあるのではないですか。そういうことがかけられているということは、国保事業に対してのチェックとしてこういう部分に対しても一定の基準が出されて一律化にされる可能性が全くないとは言えないと私は思います。

そういうことになれば、小樽市が単独でやってきた市民サービスは、広域化の名の下にどんどんなくなるわけです。保険料は上がっていく。そういう広域化をそのまま肯定できるのかどうかということが大変問題になると思うのです。ある意味では、これは、憲法に保障されている地方自治、市町村の住民に対して独自に考えてきた政策そのものを全部認めないで均一化することになっていくのではないのでしょうか。私は、そういう側面も十分に調査研究していかなければならない、広域化は本当にそれでいいのかという点でまだまだ十分な審議が必要だと思います。

そこら辺についてはいかがでしょうか。部長のお答えを聞いて、この項は終わりたいと思います。

### ○医療保険部長

広域化につきましては、北海道の場合は 180 市町村ほどですけれども、中小規模から札幌市のような大規模まであるわけですし、例えば私の知っている範囲で、小樽市内で、一人で 1 か月 1,400 万円ほどの医療費がかかる事例もございます。そういう事例が発生した場合に、小規模な自治体が今までどおり国保を事業運営していますと財政運営がもたないということもありますので、財政単位を大きくしてリスクを吸収していただくのが広域化の目的でございます。簡単に言いますと、例えば、小樽市は医療費が高いのですけれども、所得水準が低くて保険料でなかなか回収できない。長年は一般会計からの繰入れを導入して収支の均衡を図るつもりだったのですけれども、実際には累積赤字も三十数億円まで増えてきました。そういう実態を解消するために、例えば千歳市でありますとか、若い人が多いところは医療費はそれほどかからなくて、所得水準が高くてある程度余裕のあるところに小樽市の高い医療費を吸収してもらい、負担してもらいというのが広域化の本来の平準化の意味合いでございます。

ですから、第 1 段階は平成 25 年、それから、第 2 段階が行われるのは 30 年と言われてはいますがけれども、その時点におきまして、いろいろな項目のすべてが小樽市にとってメリットのあることばかりではないと思いますけれども、今後さらに少子高齢化が進んでいく中で、小樽市の高齢者を小樽市の若者、現役世代が担っていけるのかどうかという部分を長い目で考え、これから高齢化がどんどん進んで医療費が上がる、また、少子化が続いて、所得水準の改善が見られない状態で、小樽市がいつまでも市単独で財政を担っていくのがいいのかどうかということで、少なくとも都道府県単位で広域化を図って医療費を担っていただくというのが本来の目的でございまして、将来的には間違いなく小樽のためにはよくなるだろうと思います。ただ、一時的にはデメリットの部分が出るかもわかりません。

そういうことですので、今、北海道でも、30年からいわゆる地域保険化を図るようでございますので、少なくとも小樽市にとってあまりよくない方向には行かないように、今後、私たち市町村としましても引き続き声を上げていきたいというふうに思っております。

#### ○中島委員

このことについて意見はありますけれども、メリットのある自治体ばかりではなくて、赤字で苦しんでいる国保を抱えている自治体のほうが多いという点ではあまり見通しはないような気がいたします。

#### ◎介護保険について

次に、介護保険について若干お聞きしたいと思います。

こちら、平成23年度末に全廃方針であった介護療養病棟の存続ということで、今回の報告になっているのですが、全廃を前提とした計画だったものですから予定が大分変わることになります。そうすると、第4期事業計画で予定していた22年度分、23年度分の施設をほとんどやめて、地域密着型特養の二つだけにして対応するという変更をしても、介護療養病床が残ることによる財政的、収支的な影響はどのようなのでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

療養病床が残ることによる財政的な影響は、第4期事業計画と第5期事業計画の二つに及ぶことになります。介護療養病床は平成24年3月31日に全廃される予定でありましたので、第4期で全廃という計画を立てておりました。予定では第4期の22年度に135床減って23年度にゼロになるという計画を立てておりましたが、475床残る形になりますので、既に第4期の介護給付費でその部分を見なければならぬという事情が出てきます。

また、24年度から26年度の第5期につきましては、475床がそのまま26年度まで残りますと、先ほど報告しましたように保険料で月額約900円増という負担になり、一般会計にもかなりの負担を及ぼす形になります。

#### ○中島委員

今までは基金がありまして、それから介護保険料の軽減などもやってきたのですが、そういう基金の使い道も決まりましたから、療養病床を残すことによって介護保険全体の特別会計が赤字になる心配があるということでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成22年度、23年度に赤字になるのかという御質問だと思うのですが、実は第4期事業計画で基金を約6億円近く取り崩して保険料を510円下げております。21年度から23年度の保険料は決定しておりますので、4,387円という保険料に変わりはありません。22年度、23年度はこれを継続しますが、療養病床が残るので介護給付費が計画どおり進まず多く残る形になりますので、23年度だけを考えますと、基金から1億5,000万円ほど取り崩して保険料を軽減する予定でいしましたが、給付費が膨らみますと、基金からそれ以上を取り崩さないと歳入歳出が均衡にならないという事情がございます。23年度の給付費がどの程度になるかは今後の推移を見守らなければならないですし、現時点で赤字になるかどうかという推計しておりませんので何とも言えませんけれども、6億円あった基金が第4期の終わりにはほぼなくなるということは推測されます。

#### ○中島委員

菊地葉子議員の代表質問では、第5期には保険料が2,100円ほど上がることになるのではないかと回答をされており、政府も保険料は5,000円を超えたらまずいということいろいろな対策を講じるという話が出ていたのですが、小樽市の場合に、現在の4,387円から2,100円上がることになれば6,500円近い保険料になります。今、小樽市の介護保険料は収入に応じて8段階に分かれて払うことになっているのですが、この保険料になるとすれば、一番高い収入の方々の保険料が一体、幾らの年金に対して月額幾ら払うことになるのですか。また、一番安い低所得者の方の場合には、年金に対して幾らの保険料になるのか。例えば、そのまま2,100円上がると算定した場合、年金に占める保険料割合は現在の段階で幾らになるか、お答えください。

### ○（医療保険）介護保険課長

保険料の基準額が6,000円を超えた場合の一番高い保険料と一番安い保険料の月額保険料がどうなるかということですが、介護保険料についてはほぼ9割が年金から天引きされており、年金は2か月に1回になるので、年金から天引きされる保険料で答弁させていただきます。

今、一番安い保険料は第2段階の収入が80万円以下の方で、2万6,320円という年間保険料が3万8,900円ほどになります。今現在、2万6,320円という保険料を6回の年金で払うとすると、1回約4,400円が年金から天引きされます。それが、保険料の基準額が6,000円を超えますと、6,400円が年金から天引きされる形になろうかと思えます。また、一番高い保険料は第8段階の所得が360万円以上の方で、今の年間の保険料は9万2,120円で、これを6回の年金で天引きしますと約1万5,000円ですが、第5期に入りますと13万6,200円になりまして、1回の年金で2万2,700円ほど天引きされるという数字になります。

### ○中島委員

所得が360万円の方にしても、年6回の年金から2万2,000円が引かれるとか、年間収入が80万円ぐらいの方から3万8,000円を天引きで先に引くことになると、最低生活を保障するという理念から言って、果たして天引きで先に引いていいだけの金額なのだろうか。収入に占める割合として、これはちょっと生活問題になってくる額ではないかと私は思うのです。こういう形で保険料負担がどんどん増えていくことでいいのかどうか、この仕組み自体が大変問題になってくるのではないかと私は思うのです。

介護保険の第5期の見直しについては協議が始まっている段階ですから、実際に運営している自治体の立場から市民の実情をきちんと伝えていただいた上で、介護保険料の引上げについては慎重な対応ができるような対策を国にも強く求めていただきたいと思いますが、全国市長会だけではなくて、自治体の介護保険の担当などでそういうことができないのでしょうか。

### ○（医療保険）介護保険課長

委員の御指摘のように、例えば、基準の保険料が5,000円、6,000円を超える、又は、今、国では軽度者の利用者負担を1割から2割ですとか、又は軽度の利用者を介護保険制度から外すというような議論がされております。仮に、軽度者の家事援助を保険制度から外すとなりますと、今でさえ7人に1人しか介護保険サービスを利用していないのですが、今の利用者の4割は外れるという数字がありますので、ほぼ12人に1人ぐらいしか介護保険サービスを使っていないという状況が生まれる可能性もある中で、では、そういうふうになった場合に社会保険制度として成り立つのかという議論もなされていくのではないかと思います。

今後、国の審議等については、市長が全国市長会の介護部会の副会長になっていることもありますので、当然、市長会でも声を大にして発言していかなければならないということと、また、これは、恐らく、今後、国民的議論になっていくのではないかとこのように考えますので、国民的議論になった場合に、軽度者を介護保険から外すとか高所得者の利用負担を2割にするという国民負担が出てきますので、今の厚生労働省がやろうとしていることが実際に進んでいくのかどうか。また、介護の場合は医療と違って、利用者負担を増やすとずっと継続的に負担をする部分がありまして、年金受給者にとって非常に苦しい状況も出てくると思います。今、我々が言えることは、全国市長会で声を大にするということと、また、全道の事務レベルの担当者会議で北海道に対して物を申すことしかできないのですが、それは、当然、声を大にするということと、一方で、国民的議論でこの部分を何とか解消していくことができないのかということを実のところは期待しているのが実情です。

### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎陳情第1184号（容器包装リサイクル法の改正を求める意見書提出方）について

容器リサイクル法に関連してお聞きしますが、私の前に容器包装リサイクル法についての質問があり、お話をいただいたので、その部分は割愛します。

本年 6 月 9 日に、全国市長会で廃棄物リサイクル対策に関する提言、要望ということで決議されています。その中に、容器包装リサイクル制度についてということで、拡大生産者責任の原則に基づきうんぬんあり、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすることという記載があります。

まず、このときの事業者負担の事業者とは何を指しているのか。容器包装というのは容器包装をつくっている会社、それから、その容器包装を利用して商品を売っている会社の両方があるわけですが、この場合はどちらを指しているのですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

事業者というのは、製造業者、売っている業者、それから、それを利用している業者、そういったものがもろもろ含まれております。

○濱本委員

ということは、こういう容器包装というのは主に食品などが多いですけども、実際には食品を製造している会社がパッケージをつくっている会社から袋を買って、セットになって最終的に消費者に売られますので、食品をつくっている業者も、パッケージをつくっている業者も、両方当てはまるという理解でいいのですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

そのとおりでございます。

○濱本委員

そうすると、当常任委員会には産業港湾部がいらっしゃらないのでわからないかもしれませんが、市内には、商工会議所に所属している法人だけでも 2,000 社以上ありますが、その中で、リサイクル義務者、要は、再商品化義務者というのは存在しますか、しませんか。そこだけでもいいのでお答えください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

義務を負う対象者というか、逆に、適用除外というのがあるので、すべての事業者が対象になるわけではなくて、例えば、製造業者ですと、従業員が 20 人以下で、かつ売上げが 2 億 4,000 万円以下のところは対象外です。逆に、従業員が 20 人以上いて売上げも 2 億 4,000 万円以上あれば、当然、対象になると思います。また、小売、サービス業も同じように従業員が 5 人以下、かつ売上げが 7,000 万円以下のところは除外されますが、それに該当しないところについては負担しなければなりません。卸業者も同じように、5 人以下、かつ 7,000 万円以下は除外されますので、それ以外の卸業者が対象になるということです。

済みませんが、私も対象になる事業者がどのくらいあるのかというのは調べたことがないのですけれども、恐らく該当するところはあるだろうと思っております。

○濱本委員

所管が二つに分かれていることもありますけれども、市内には、今おっしゃったように適用除外の小規模企業以外の大企業、中小企業も当然あるわけですから、どのぐらいの数があつて、そこでお金をどのぐらい出されているのか、負担されているのか、ぜひとも調べていただきたいと思います。というのも、結局、事業者に新たな負担を求めるということは市内経済にも影響があると思うのです。当然、そういうものも踏まえながら総合的に判断しなければならないのだろうというふうに思いますので、機会があればぜひ調べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

どういう形で調査するか、手法は今もちょっと悩んでいるところですが、どれだけあるかという部分をどこまで調べられるかわかりませんが、何かの機会にそういった調査をしてみたいと考えております。

○濱本委員

私は、こういうふうに全国市長会で決議されました。当然、市長も行っているわけです。どういう決議の手法だったかはわかりませんが、こうやって事業者に新たな負担を求めることで市内経済への波及効果がプラスもマイナスも一切なければいいのですけれども、現実問題、今おっしゃったように、該当してお金を払っている企業があるわけです。今みたいな経済情勢で新たな負担を求めることになると、価格に転嫁するのは非常に難しいので、それぞれの法人で消化をしなければなりません。最終的に一番怖いのは、例えば、製造業者にしてみれば、税でも何でもいいのですけれども、負荷が増えた中で、最終的にそれが売価に転嫁できなくなって、生産ラインをとめて外国から輸入をかけて売ってしまう、そういう例もいっぱいあるわけです、業種は違っても。極端な話ですけれども、最終的にそんなことになっては、結局、雇用もなくなってしまうことになるのです。そうであるならば、こういう決議がなされた段階で、こういう決議で実際により多い負荷のかかる企業があるのか、ないのか、これは6月9日に決議されているのですから、その時点ではわからなくても、やはり調べておくべきだったと思うのですが、いかがですか。

○生活環境部長

確かに、委員のおっしゃるように、リサイクルを推進する上で逆にそれが不利益に働く企業も当然あるわけで、そこら辺については調査すべきところは調査するという方向で考えていきたいと思っております。

ただ、この法律は、まだまだ問題点も多いのですが、拡大生産者責任とよく言われている言葉がありますけれども、この法律自体は、ごみを減量して国民、事業者すべてが支え合う社会をつくらうという法律ですから、本来であれば、すべての事業者がリサイクル費用を負担して、それを市場価格に上乗せして消費者が払うのが理想なのです。そういう意味では、まだまだ不備な点もありますし、見直さなければならぬ部分もありますので、全国市長会だけではなくて、いろいろな機会に国に要望を上げますし、新たな枠組みと申しますか、リサイクルすべきがいいのかどうかとか、一般廃棄物と産業廃棄物の区分がどうだとか、廃棄物はいろいろな部分でまだまだ未完成な部分がありますので、事あるごとに全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○濱本委員

丁寧な御答弁をいただきました。

要は、生産者責任と、いわゆる利用者責任、消費者責任の両方があるのだらうと思うのです。今みたいに生産者からいわゆる賦課金をいただいてもう一回回すと。しかし、それは、制度として本当に生産者と消費者に対する均等などうか、本当の受益者、例えば、生産者はそこで利益を得ている、消費者はそこでまた別な形の利益を受けているわけですから、そこからどうやって均等に応分の負担をしてもらうかというのは、制度設計上、相当難しいのだらうと思うのです。たぶん、環境税として消費税に上乗せするのが一番簡単なやり方です。そうすると、例えば、製造者も、自分が仕入れる原料に結局は消費税が上乗せさせる、消費者にも上乗せされて、それが再利用なり再資源化なり何なりにたぶん回っていくのだらうと。だから、この法律そのものが、先ほど部長がおっしゃったように、制度設計も含めてまだまだ未完成なものはあるのだらうと。ただ、やはり、ともにこの日本で資源を有効に活用して地球環境に負荷を与えないようにしていきましょうという精神は必要だと思いますし、その精神を実現するためにはまだまだ時間がかかるのかというふうに思っております。

そこで、ちょっと伺いますが、最近、LCAという言葉がよく聞かれるようになりました。たぶん、1995年の容器包装リサイクル法が成立した段階ではLCAという概念はあまり使われなかったと思いますが、LCAについて、

わかっている限りで結構ですけれども、少し教えていただけますか。

#### ○生活環境部長

LCAとは、ライフ・サイクル・アセスメントということで、要は、そのものの一生です。生産するところから、加工して、製品となって、消費されて、最終処分されるまでのコストをいかに低く、しかも、輪の中におさめられるかという考え方に基づいたものです。ですから、単に生産するのにどれだけコストがかかったか、消費するのにどれだけコストがかかったかではなくて、そのものの生まれから死ぬまで、死ぬまでと言ったら変ですけれども、そういう意味でライフ・サイクル・アセスメントと呼ばれております。

#### ○濱本委員

そういう概念で考えると、今、ビール業界もほとんど瓶ビールを使わなくなって缶になりました。リターナブルの瓶はもう一回使えますが、回収コスト、洗浄コスト、検品コストがかかります。しかし、缶だとワンウエーです。瓶と缶を比べると、当然、同じ中身が入っていても重量も違います。例えば、輸送したときに出すCO<sub>2</sub>の排出量もたぶん違ってくるのだらうと思います。マクロのトータルコストで考えた時に、先ほど部長がおっしゃったように、そのものが生まれてから死ぬまでの間にどれだけエネルギーが消費されているか。それはCO<sub>2</sub>のことも当然あるでしょうし、たぶん、いろいろなことあるのだらうと思います。そういうもので考えたときに、一概的にいいとか悪いということにはならないのだらうと思うのです。

やはり、環境問題を考えるときには、そういうトータルな高い視点で考えていかないと、えてして感情論に流されて、言うなればスケープゴートをつくってしまって、観念論的に流れてしまうような嫌いがあると私は思うのです。ですから、もうちょっと冷静に、企業も経済的合理性の中で生きていますが、社会的な責任も考えているのだらう、そして、消費者も経済的合理性の中で購買行動をしているので、社会的な存在としての責任も果たしていかなければならない。これが両輪となつてうまく回らないことには、やはり、本当の地球環境に優しい人間の存在ということにはならないと思うのです。

そういう意味では、容器包装リサイクル法がもっときめ細やかに成長していくことが必要ではないかと思うのです。その成長の中で、リサイクルにも幾つか種類があると思うのです。マテリアルとしてとか、ケミカルとしてとか、サーマル、いわゆる熱としてリサイクルしましょうと。リデュース、リユースのほかのリサイクルでそれがさらに三つに分かれていると思うのですが、マテリアル、ケミカル、サーマルというリサイクルについてちょっと説明をいただけますか。

#### ○生活環境部長

読んで字のごとくと言ったら変ですけれども、物理的なリサイクル、化学的なリサイクル、それから熱回収、サーマルに関してはリサイクルではなくてサーマルリカバリーという言葉で言います。容器包装リサイクル法ができた当初は、プラスチックに関して申しますと、製品に変えるのが一番優秀だ、各事業者は率先してこれに取り組んでもらいたいということで国はマテリアルリサイクルを推奨していました。それは、物に変えるという意味で一番望ましいだろうと言われていました。ただ、物に変えるにはあまりにも余分なエネルギーを使う、それから、ごみとして出てくる部分も多いということで、ケミカル、石油製品に戻すとか、それから、今回の改正では、非常的手段ですけれども、収集量より再商品化量のほうが少なく余ってきた場合は固形燃料などのサーマルリカバリーもいいですというふうになっています。それからもう一つ、国からは、ごみ減量、再使用、再生利用がならなかった場合のプラスチックは焼却するのもやむなしという通達も出ています。

どれがいいかという部分は難しいですけれども、現在、段階をつけるという状況にはなっておりません。

#### ○濱本委員

プラスチックも、エネルギーとしてもう一回原料にするとか、もう一回別なものに変えるとか、最後は、カロリーが高いですから熱として回収して別なエネルギー形態に変えるというのも一つのリサイクルの方法だらうと思っ

ています。小樽市ではあまりそういう取組はないですけれども、小樽市内の企業においては、自社から出るスクラップを燃焼させてそこから温水をとる、暖房をとる、冷房もやっているという企業もあります。小樽としては、サーマルリサイクルについてはあまり取り組んでいないのしょうけれども、廃プラスチックは間違いなく出ているわけですから、そのことも踏まえてぜひともサーマルリサイクルについても研究をしていただきたいと思います。

最後に申し上げたいのは、やはり、地球環境に優しい人間でいたい、そのためには、それぞれの持ち場、持ち場で責任を果たしていかなければならないだろうと。ただし、これだけ経済の状況がふくそう的に入り組んでいる中では、単眼的な手法では決してうまくいかないだろうと思っておりますので、ぜひとも生活環境部の皆さんにも頑張ってもらいたいと思います。

---

## ○成田（晃）委員

### ◎小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部改正について

報告事項の中から、小樽市安全で安心なまちをつくる条例を一部改正する条例の概要についてお聞きしたいと思います。

改正理由に、経済支援、医療、福祉、住宅などの生活全般の多岐にわたるものと書いてあり、改正する第16条に、犯罪被害者等の基本法に基づき、関係機関と連携し、相談、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うとありますが、この支援についてはどのようなものがあるか、説明していただきたいと思います。

### ○（生活環境）生活安全課長

今回、改正する安全・安心条例は、基本理念を定めて、基本的な市民、事業者、行政の責務を明らかにし、その中で小樽市の安全を図っていこうという趣旨です。その中の支援となりますと、刑法犯から特別犯からいろいろな犯罪のある中で、その犯罪ごとに特定の支援を具体的にどうのこうのということではなくて、小樽市としては、既存事業、施策、それは、当然、福祉関係もございまして、犯罪被害者の状況によって何々が不足するという状況になった場合に、関係団体と連絡しながら小樽市で取り組む施策、事業を当てはめて支援をしていこうという意味合いです。具体的には、殺人事件が起こって、その働き手が亡くなってしまったときに、当然、その世帯については経済的に収入がなくなるわけですから、その段階で、福祉関係でいけば生活保護、それから、子供に対しては子育て支援関係の情報とか、いろいろな情報提供を行っていこうという総合的な面を含めて支援という言葉を使っています。

## ○成田（晃）委員

ここに住宅ということも書いてあるのですけれども、例えば、住宅が該当するような状況になったときには、住宅を提供するぐらいの支援策を考えていらっしゃるのですか。

### ○（生活環境）生活安全課長

住宅についても、今、事例で経済的支援と言いましたけれども、いろいろな犯罪がありますので、今問題になっている児童虐待で、母親と子供を引き離さなければならない、母親がそこに住めなくなるのであれば、当然、どこかに住居を見つけなければなりません。その場合、小樽市は住宅行政をやっていますので、災害で家をなくした方への一時入居の関係を支援をしていかなければならない。そういう意味で、住宅への一時入居も支援に出てくるのではないかと考えております。これは、当然、庁内の連携の下に、生活安全課がそういうことをするのではなくて、行政の持っている力で支援していこうということでございます。

## ○成田（晃）委員

この支援の最低基準というか、それ以上のことはできないけれども、ここまでは支援しますという基準はあるのですか。

○（生活環境）生活安全課長

具体的な基準はございません。なぜかという、犯罪被害者の程度がどのぐらいかということは具体的には一切出てきません。その中で、なぜこういう条項を入れたかという、基本的に、犯罪被害者に対しては、警察が動いていますけれども、その中でもカバーできないものを行政に求めてくるだろうから、犯罪被害者のプライバシーを守りながらやっていこうと。当然、住めなくなると経済的に収入が全然なければ生活保護の関係も出てくるでしょう。ただ、犯罪に遭ったけれども、収入的には十分間に合うのであれば、住宅の一時入居ではなくて、アパートへという話も出てくるだろうと思います。具体的に想定することはなかなか難しいですけれども、基本的に行政でできることはやっていくことを条例で明確にしていくということでございます。

○成田（晃）委員

やはり、一定の基準は必要ではないのかと思うのです。基準がなければ、求められればすべて支援するのかと、逆にそう思いませんか。最低基準は、ある程度決めておかなければならない部分ではないかと思うのです。その辺については、まだ庁内的な議論にはなっていないと思いますけれども、どういうふうになっていますか。

○（生活環境）生活安全課長

基本的には支援ですから、小樽市独自でやるのではなくて、関係団体を通じて小樽市に入ってきます。今まで条例をつくらなかったから何もやっていなかったということではなくて、小樽警察署に犯罪被害者の支援に関する協議会を設けて、関係団体、行政も入ってそういう取組もしました。その中で、基準といえば、ここに書いていますように、犯罪被害者と家族、遺族が基本的に市民として平静な営みをできるようにさせることが基準になろうかと思えます。

○成田（晃）委員

確かにそうだと思います。

そこで、関係機関の中で、警察とか地域との関係はどういう状況を想定しているのですか。

○（生活環境）生活安全課長

基本法もそうですけれども、犯罪被害者のプライバシー、権利保護、個人情報が大きく出ています。地域によっては、犯罪被害者を温かく見守ってくれる地域と、逆に、いろいろなわさを立てて、いられなくする地域と二通りございますけれども、基本法で言っているのは、そういうことではなくて、地域で犯罪被害者の精神面なども酌んで、そういうことをしないようにしましょうというのが犯罪基本法の中身でございます。そういう事例の場合は、うわさとかもありますけれども、地域としては、協力するのではなくて温かく見守るのがベターかと思っております。

○成田（晃）委員

確かに、地域に連絡をくれると、地域は温かく迎えるのがいいのか、手厚く迎えるのがいいのか、来た場合にはそのままにしておいたほうがいいのか、その辺の判断も当然出てくるわけです。そういう事例は今まではないと思うのですが、我々の町会ではそういうものをしっかりと受け止めていかなければならないと思っていますので、そういうことがあればぜひ連絡していただきたいと思えます。

◎認知症高齢者グループホームの運営推進会議について

次に、グループホームの運営委員会についてですが、グループホームには運営委員会が設置されて、2か月に1回、会議をされていますけれども、その会議で、運営委員のメンバーからその施設に対しての要望や、入所者に対してどのような状況であるかという報告の事例はあるのでしょうか。

○（医療保険）主幹

認知症高齢者のグループホームの運営推進会議についてのお尋ねですけれども、お話にありましたように、介護保険の基準で、2か月に1回、運営推進会議を開くように義務づけられています。その委員であるメンバーからい

ろいろな意見を聞いて、それをグループホームの運営に反映するようという目的で開催されております。

実際にどのような事例があるかということですが、例えば、あるグループホームでは、その運営推進会議には地域の代表が入っておりまして、グループホームと地域が連携を深めるために、その運営推進会議のメンバーの提案によりまして、近くの小学校と交流をするようになったと聞いております。認知症のお年寄りと小学生が交流をすることで、高齢者にもプラスの面がありますし、小学生にしても高齢者を思いやるというメリットが考えられるところです。

また、グループホームの非常・災害対策という面でも、グループホームの近くに住んでいる運営推進会議の委員から、非常・災害時の連絡先としてのメンバーに加えていただいという提案もいただいているところが何か所かあるというふうに聞いております。事例としましてはそのようなところです。

#### ○成田（晃）委員

確かに、施設で子供たちとの交流事業もやっているようですが、その効果については小樽市に報告されているのですか。

#### ○（医療保険）主幹

運営推進会議での効果ということですが、運営推進会議の結果自体、市に提出義務はありませんけれども、実際にグループホームを訪問して実地指導をしたり、運営推進会議のメンバーとしてグループホーム側から状況の説明を受けたりする中で報告を受けております。

#### ○成田（晃）委員

そういう施設に入っているのは介護度のかなり高い人が多いと思いますので、地域の子供たちと交流するのも効果的には確かにいいと思うのですが、地域ともっとかかわりのある町会の交流事業に参加するといったことも、必要かと思えます。介護度が軽度の人がいれば参加できるように、運営会議でそういうふうに勧められるような指導をしていただきたいと思いますけれども、その点についてお願いいたします。

#### ○（医療保険）主幹

運営推進会議のより活性化となると思いますが、実際にグループホームを回って指導したりする中で、先進的な取組事例を紹介したり、そういった形でいろいろ情報提供をしながら、地域とのつながりをより深めていけるように努力したいというふうに思っております。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 40 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

#### ○千葉委員

先ほど、容器包装リサイクル法について各委員から質問がありました。それをお聞きして、本当に、業者の問題ですとか、出す側の問題などいろいろ課題があることを非常に感じております。

#### ◎ごみの分別について

私からは、基本的なことではありますけれども、分別について伺いたいと思います。

各家庭から出されるペットボトルの分別でありますけれども、収集過程の作業の流れについて簡単に教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今は、プラスチックとペットボトルを同一の日に出していただいていますので、それを収集いたしまして北しりべし広域クリーンセンターに搬入します。プラットホームに収集車両が入ってきて、大きくプラスチックとペットボトルを振り分けます。各選別の過程で破除袋をして、その後に手選別をして、異物をとった後に圧縮、こん包して広域クリーンセンターの保管場所に置くという流れになっております。

○千葉委員

私も、一度、視察に行かせていただいて、かなりの人数で手作業の選別をなさっている実態も見ました。実際には、収集から選別に当たっての人員として、どのくらいの方がかかわっているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、収集に関しては、業者に委託してございますけれども、平均で1日おおむね2台から3台ぐらい委託しておりまして、人員としては1台につき大体2人ついておりますので、おおむね4人から6人が収集に携わります。それから、広域クリーンセンターの受入れ側につきましては、これも委託してございますけれども、プラットホームの受入れはペットボトル、プラスチックだけではなくていろいろなものの受入れがありますので、ちょっと振り分けはできないのですけれども、プラットホームに資源物を受け入れる者が6人います。

また、手選別につきましても、量に応じて配置をしなければなりませんので、例えば、プラスチック、ペットボトル、瓶、缶を合わせて、標準的ですが、1日大体22人ぐらいが配置されていますので、量に応じてそれぞれ手選別の配置をする状況になっております。

○千葉委員

先ほどのやりとりの中でちょっと気になったのが、品質にはA、B、Dという判定があるということで、品質が非常に落ちていると理解したのですけれども、ごみ資源化の回収が始まって、一定程度の年数の経過とともに資源ごみの量がある程度落ちついてきたと感じてはいますが、この判定結果からすると、その中身については市民の皆さんの意識が以前よりは煩雑になっているというか、状況的に悪くなっているという感を受けたのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

先ほどの中島委員の質問でも若干答弁したのですけれども、一般的に言うと、90パーセント以上がAランクで、主に指定法人としても受け入れる部分がオーケーと、要するに、ずっとそれでいてくださいと。Bランクは、やはりちょっと落ちる部分で85パーセントから90パーセント未満となります。実は、平成20年度の容器包装リサイクル協会の品質調査ではAランクで最終的には90パーセントを確保しました。そして、21年度の調査では、結局、90パーセントを切ってしまったのでBランクに落ちてしまいました。これだけで一概には言えませんが、少なくとも有料化から5年が経過している部分もありまして、なかなか言いづらいのですけれども、本来はきれいに水ですすいで分別して、どうしても汚れのとれないものは不燃に回していただくようにPRをしていますけれども、そういったものもある程度入ってきています。それから、プラスチック製容器包装ではないもので結構多いのは、例えば、クリーニング屋から来るハンガーは容器包装ではないのですけれども、皆さんはやはりプラスチックと勘違いされたり、異物ということ言えば、歯ブラシとか、要するに、見た目がプラスチックのものはすべて容器包装プラスチックと勘違いして入れてくるという状況が結構ございます。

○千葉委員

私もごみを出す立場なので、各家庭に行ってたまたまごみの話をするときによく聞かれるのが、ラップ類とかもプラスチックで出している方が多くて、それも逆に増えている感があります。やはり、5年が経過したという意味

からも、市はこのような立派なものを出していただいて皆さんにもきっちり周知されていると思うのですけれども、判定が下がったことからすると、逆に、そういう気持ちも緩んできているという感がありますので、各町会でもやっているところはありますが、容器包装以外のごみがまざっているということについての周知も、いま一度、ぜひ推進していただきたいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○（生活環境）廃棄物対策課長

実は、今回、品質調査のランクが下がってしまったと。それで、それをきっかけに、今年は広報おたるに 1 回、1 ページ近く載せてもらいました。ただ、市民周知はそれだけではなかなか難しい部分もありますので、機会を見てプラスチックのそういった部分を踏まえて、いろいろな媒体を使ってまた市民周知に努めてまいりたいと考えてございます。

#### ○千葉委員

わかりました。ありがとうございました。

#### ◎日常生活用具の給付品目の追加等について

次に、報告がいろいろありましたので、簡単に何点か伺いたいと思います。

日常生活用具の給付品目の追加についての内容は先ほど承知をいたしました。この件について 1 点だけ確認をさせていただきたいのは、日常生活用具ということで、対象者や性能についてはわかったのですが、日常生活用具はたしか耐用年数などもあったかと思うのですけれども、その辺についての考え方を教えていただけますでしょうか。

#### ○（福祉）三船主幹

日常生活用具の耐用年数というお尋ねであります。機械でも、機械ではないものでも、形あるものはいつか壊れることがありますので、もちろん類似品目を出している先進市の状況を参考にさせていただいています。小樽市の場合、今回追加したタッチ式ボイスレコーダーは 4 年とさせていただきました。それから、下肢保温保護用具につきましては、児童を対象にしておりますので、当然、体の成長が考えられますし、活動も活発だということから、小さくなるとか、破損する可能性も非常に高いのかと思いました。道内でこちらの用具を認めているところがまだそんなに多くはなく、3 年というところもありましたが、小樽市においてはそういった事情を勘案しまして 2 年ということで認めたところであります。

#### ○千葉委員

私も、成長期にある 3 歳以上という子供を抱える母親からは、やはり、抱き上げることで足の場合はどうしても道路に引きずるといふか、傷みが結構激しいと伺っていたので、2 年の耐用年数が実際に行ってみてどういふふうになっていくかを見させていただきたいのですが、このブーツは非常によかったです。他の自治体でも進めているところが多いのかどうかは、私もまだ調べがついていませんが、進めていただいて非常によかったですと感じています。

#### ◎音声コード研修会について

次に、もう一点の音声コード研修会について若干伺いたいと思います。

私もこの研修会に参加させていただきまして、参加した人数が多くて非常に驚いたのと同時に、これは、4 年前に福祉部で文書読み取り装置を導入して使用についてはいろいろ模索をしていただいていたのですけれども、文書読み取り装置があることとか、そういうコードが開発されていることを知っている方が非常に少なくて驚いたのです。

さまざまなお話があって、先ほど御報告もありましたけれども、今まで、小樽市でも導入に向けて調整はしているが進まなかったという部分で、前回の説明会を聞いてすごく課題があるのかと私自身は非常に感じましたけれども、所管の部署として現時点でどのような課題があるのか、お伺いしたいと思います。

### ○（福祉）三船主幹

音声コードについての課題というお尋ねでありますけれども、私が福祉部に参りましてから利用するように心がけておりましたが、まず、固有名詞の読み方で正しい読みをしてくれないところや、文章というのは、見えない方だけではなくて、視覚に障害のない方にも見ていただくわけですから、目に訴える、視覚にアピールするような体裁をつくりたいわけですが、体裁をよく編集した文章になりますと、これまたうまく読んでくれないという課題を感じております。

実際に今回の研修会の案内もつくりまして、それにはどうしても音声コードをつけたかったので入れてみました。ところが、物すごく難儀しまして、結局、マニュアルを読んでも解決できず、文書の一部を読まないまま案内を送らざるを得なかったという状況でした。

私は古いソフトを使っていたので、新しいソフトをパソコンの 1 台に導入したのですが、それは確かに進歩しております。しかし、何よりも正確さを求められるのが行政からの文書になろうかと思っておりますので、間違っていたでは許されないということになります。ですから、ソフトの進歩も粘り強く見ていかなければだめかというふうに考えているところでございます。

### ○千葉委員

読み取る装置は、明年には携帯電話などでも利用できるような開発が進んでいるということで非常に期待しているのですが、読み取られるコードを作るソフトの使い勝手がなかなか進まないのかとすごく残念に思いました。しかしながら、こういう開発が進むことは、目に障害がある方々にとっては非常に明るい希望なので、ぜひ、その改良も見ながら、市では前向きにさまざまな検討をしていただきたいと思っております。

今後についてですが、研修会での質問の中で私が非常に驚いたのは、いらしていた文学館・美術館の職員が積極的に質問をなさっていましたので、活用方法について何か見出しているのかという思いがありました。それも含めて、市として今後の活用方法について考えていることがあれば教えていただきたいと思っております。

### ○（福祉）三船主幹

研修会の際に文学館・美術館から質問があった中で、活用方法という形だったと思っておりますけれども、私も目からうろこが落ちる思いがしました。2センチ四方に800字入るものですから結構な情報量なのです。ですから、携帯電話など手軽な機器で読み取りができるようになれば、文学館、博物館などの展示物の説明ということで、視覚に障害がある方だけではなくて、もっと多くの方に音声コードを活用していただけるようになります。そうすると、それは音声コード自体の周知にもつながるのではないかというふうに私としては期待をしております。

そして、今後の文書に取り入れる方法についてですが、他の自治体でもいろいろと取り入れる方向であるという話は聞いております。普及拡大を進めていくという自治体が幾つもありますが、それがすべての文書についてかという、そこまではではなくて、例えば、特定の方あてではなくて、パンフレットとか施策のチラシといった同じものを何万枚も刷るものに取り入れられることが非常に多いというような状況です。私も、担当としまして、まずは何に取り入れられるのかということについてはこれから考えていかなくてはいけないと思っております。

### ○千葉委員

ぜひ、取組の一步一步の前進を期待したいと思っております。

### ◎子宮頸がんワクチンについて

次に、子宮頸がんワクチンについて、本日の報告で若干御説明いただきました。

先ほど、対象者や、行われる時期については2月をめどに進めていると伺いましたし、また、補正予算についてはこれから今定例会に追加提案していくということで、その辺は質問を割愛させていただきますが、1点だけお聞きします。たまたま、今日、ワクチン接種を受けるという方から質問のお電話をいただきました。例えば、本日は1回目、2月以降に2回目の接種になると思うのですが、対象者が事業を実施する前に接種した場合の補助に

ついでに、どういふふうになつてゐるか教えていただけますでしょうか。

○（保健所）犬塚主幹

国では11月26日に予算を可決しまして事業開始を決定しているわけですが、各市町村、自治体につきましては、子宮頸がん等3種のワクチンの事業実施日以降について補助対象になりますので、仮に現在接種した方がいた場合、小樽市ではまだ事業を開始してございませんので、補助対象とはならないことになります。

○千葉委員

その辺についての周知についてですが、新聞報道では2月ぐらいをめどに開始すると出ているので、それ以前に受けた場合は対象にならないのかという問い合わせが保健所にもいつているのでしょうか。また、その周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○（保健所）犬塚主幹

現在、保健所にはまだ具体的な問い合わせは来ておりませんが、事業実施は2月をめどに考えてございますので、早い時期に市民説明会等で、事業開始の前に何か学校なり保育所等を通じて、事業実施後の補助になるという形の周知は考えていきたいと考えております。

○千葉委員

これで質問を終わろうと思ったのですが、たまたま私のところに問い合わせをしてきた方は、私の前に保健所に問い合わせをしているのです。それで、保健所では、還付されるかもしれないから領収書をとっておいたほうがいいのではないかという返答をしているとのことでしたので、今、ちょっと気になったものですから、庁内の保健所自体への周知徹底も加えてお願いできますでしょうか。

○（保健所）犬塚主幹

昨日、13日に北海道による市町村への説明会がございまして、その中でこのことを伝達させていただきました。本日、保健所の職員に徹底するように周知しましたので、今後はこういったことがないように注意を払っていききたいと思います。

○千葉委員

よろしく願いいたします。

◎発達障害児の支援に伴うサポートファイルの作成について

次に、発達障害児について一般質問をさせていただいているものですから、厚生常任委員会に関する範囲で若干質問をさせていただきたいと思つています。

発達障害児への支援の統一性や継続性ということで、サポートファイルの作成について若干質問をさせていただきました。その前段で、自治体が今進めている健康診断等についても質問させていただいているのですが、3歳児健診の後の支援などについて、いろいろと御答弁いただけていて、3歳児健診で実際に発達の遅れがあるという診断がなされた場合は、その後の支援につなげていくために、母親に、何かしら、心理相談員とか保健師による発達相談を受けたほうがいいですとか、幼児教室の利用を進め、支援を継続しているという御答弁でしたけれども、3歳児健診で発達の遅れが認められる子供の保護者に対しての連絡はその場で行つているのか、それとも何か通知をなさつているのか、その点について教えていただけますでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

3歳児健診におきまして、発達に遅れのある子供に対して次の支援にどのようにつなげているかというお尋ねですが、保護者への説明としましては、発達障害は3歳の時点で確定的なものではなくて、その後のかかり方、あるいは支援の仕方、療育等によって変化していくものなので、3歳児健診の時点で一般的な発達から見ると少し遅れが見られるので、経過を見ていく必要があることをまず理解していただきまして、次の支援につなげていくといったことになっております。

保護者が子供の発達について、その時点で何ら遅れを認識していない場合や、何か少し心配を持っていらっしゃる場合など、いろいろな保護者の状況がありますので、その辺も十分に把握しながら、まずは経過を見ていく必要があることを十分納得していただいて、次の支援につなげていくようにしております。

○千葉委員

ということは、3歳児健診時に、例えば成長の遅れなどという心配がある場合には、そのときに伝えるということで理解してよろしいですか。

○（保健所）山谷主幹

そのとおりでございます。

○千葉委員

その後もさまざまな支援につなげていくという御答弁をいただいたのですが、こういう支援が必要だからどうですかということで保護者に丁寧な説明をなさる。その上で、必要な次の支援につなぐためにも、保護者自身がそこに直接連絡をとって行くということではなく、保健所がパイプ役としての役割もしっかり担っていると理解してよろしいですか。

○（保健所）山谷主幹

委員のおっしゃるとおり、保健所で次の支援の機関に連絡をとったり、日程の調整などを行っております。また、実際に次につながったかどうかの確認とか結果などについても把握しております。

○千葉委員

今お答えいただいたように、次の支援につなげた後も状況の把握は保健所でやっているということですね。

では、例えば、Aさんの子供がそういう状態があるということで保健所につなげてもらいまして、その上で、何かしらの判断が次の機関でいろいろ行われる、そういう経過もすべて保健所で把握されているということですか。

○（保健所）山谷主幹

次の支援の機関につながった後は、基本的にはその機関で経過を見ていただき、支援をしていただくことにはなるのですが、まずは紹介後の状況について把握をしまして、それ以降につきましては、基本的にはそちらの機関で経過を見ていただくことをお願いしております。

○千葉委員

今、御答弁をいただいたように、専門的な支援が必要と判断されたケースは、市の地域子育て支援センターの親子通園、こども発達支援センターへつなぎ、さらに必要がある場合は道立子ども総合医療・療育センター等の医療機関を紹介していくというパイプ役をするということで理解いたしました。

また、保育所や幼稚園等とも連携して、発達が気がかりな児童が通所、通園している場合は、保育士や幼稚園教諭から家族に対し、保健所の発達相談の利用等について情報提供をしていただいておりますという御答弁をいただいているのですが、発達障害というのは、私もちょっと勉強をして非常に難しいと思ったのですが、早期の発見を必要とする観点から見ると、集団生活で発見しやすいと言われていて、保育士や幼稚園教諭のちょっとした気づきなどが非常に重要だというふうに感じています。実際に、例えば保育士や幼稚園教諭の発達障害に対する研修や周知について、保健所で何か考えてられていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○（保健所）山谷主幹

集団生活で発育について気がかりな子供についての御相談やお問い合わせなども、実際に保健所にも入っております。発達障害のある子供を支援していくためには、保健所でやっている健診もそうですけれども、やはり、集団の場で関係する職員が相談に応じるとか支援に当たっていくことが重要で、健診などのきちんとした実施とともにそういったことも必要になってくると考えております。そこで、そうした子供にかかわる関係職員が理解を深め、資質を高めていく必要があると考えまして、現在、その対応の一つといたしまして、発達障害の理解と対応に關す

る研修会を計画いたしまして、来月の実施予定で関係者に案内をいたしております。

**○千葉委員**

そういう研修会等を行うという御答弁でしたが、対象の参加者はどのぐらいの範囲の方々になるのか、教えていただけますか。

**○（保健所） 山谷主幹**

研修会の予定ですけれども、保育所、幼稚園、療育機関、市の関係者の方々に案内をしまして、実施する予定でございます。

**○千葉委員**

本会議で質問したときも、やはり、専門職の確保が非常に難しいという御答弁がありまして、保育士とか幼稚園教諭、それに関連する方たちの理解や発達障害に対する気づきなど、いま一步、理解が深まれば、就学前に早期に発見できて、就学後も本当にスムーズに学校に行くことができる、また教育を受けることができる、そのつなぎになると思っております。ぜひ、この研修会にはたくさんの方に参加していただければいいというふうに思っております。

その上で、今、いろいろな流れを聞いても、保健所はパイプ役としてきっちりつなげていくということで、非常に手厚く、医療機関とか療育センター、就学なら教育委員会とか、いろいろな関連機関につなげてもらえることがあるのですけれども、保護者の側からすると、それぞれの機関に行って相談をすると、本当にさまざまな助言や回答をされるそうなのです。そうすると、自分としては一体どうしたらいいかとか、次に学校に上がるときに、以前にあの機関でどういうことを言われたのかという記憶が定かではないので、ある意味、サポートファイルのように、保護者がこういうことを相談したらこういう回答を得たとか、医療機関でコメントをちょっと書いてくれるとか、何かそういうものがあると、保護者が次につなげるときにいろいろな意味で説明がスムーズにいくという話もあります。また、保護者自身、順番から言うと自分が早く亡くなるわけですから、子供がどんどん成長する過程で、自分が亡くなったときに子供の今までの経過をだれがどのように伝えていけるのかということ非常に心配されております。そういうところからも、サポートファイルについて、この名称は各自治体で違っているようではございますけれども、かかわる部署は保健所とか教育委員会とか福祉部などいろいろあると思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○保健所長**

サポートファイルにつきましては、本会議での市長答弁にもありましたように、検討は加えてまいりたいと思っております。

サポートを必要とする子供へのサポートをつなげていくことについて、昔から関係職種は常につなげたいということで、いろいろな形でやってきておりますので、それはそれとしてやっていくことでございます。ただ、サポートファイルを研究した後でないとは正確には答弁できませんが、やはり、個人情報の取扱いでございますし、また、その個人情報はだれにとっての情報かということも大事でございます。それから、先ほど来、主幹が答弁しておりますように、これは病気と違いまして発達の問題でございます。そして、解決が十分にできた領域でございませぬので、間違いや誤解はサポート側にもありますし、親の側にもあります。子供がそれをどう理解するか、本人がどう理解するかという問題につきましても、かなり難しい領域でございます。極端なことを言えば、間違いが永久に引き継がれていくことが果たしていいのかどうかという問題がございます。そういう意味での個人情報の取扱いはどういう形が子供にとって一番いい形で残っていくのか、また、保護者にとって残っていくのか、かなり研究をした上でないともうこういう形はつなげていかないのかと思っております。

今後とも、今までもやってきたように、各関係機関がそれぞれきちんと連携をとって、その子供のためにいい連携をとっていくこと、それから、必要に応じてケースカンファレンスを開いていくことは従前どおり続けていきたい

と思いますが、サポートファイルそのものについてはもう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○千葉委員

そのようにお願いいたします。

◎発達障害者の職場実習を受け入れる企業の確保について

次に、発達障害者等の支援でもう一点お聞きしたいのですが、本会議では、高等養護学校の特別支援学校における職場実習について伺いました。受入先については、現在、受け入れている企業はないということと、その前段で受入先の確保は非常に難しい状況だという御答弁をされています。実際に、受入先の確保が難しい状況というのはどういう状況なのか、教えていただきたいとします。

○（福祉）三船主幹

本会議での御質問に対する答弁になりますけれども、福祉施設で実際に就労支援を担当している職員からの情報などをいつも聞いているのですが、長引いている不況の中で職場実習の受入れは、障害のある、なしにかかわらず非常に厳しい中で、特に障害者の受入れをできるか、できないかということについては、就職を希望する方の障害の特徴と仕事の内容とのマッチングがうまくかみ合えばいいということで、本当にケース・バイ・ケースなのだというお話をいただいております。それで、一概に我が社は発達障害のある方の職場実習を受け入れていますと言える企業はない状況だという話をお聞きしているところであります。

○千葉委員

受入れ側がそういう状況だというのは、一定程度、理解できるのですが、実際に受け入れてほしい側としては、やはり、就職したいという思いもありますし、そういう年代になり、自立していかなければいけないという観点からすると、自分の特性を生かした仕事は一体何だろうということで、学校の時代でそれを決めるのは非常に難しいかと思うのですが、ある意味、いろいろな経験をすることで、周りから見ても、本人にしても、これが自分に合った職種だと判断できるような職場実習がすごく望ましいと思っています。

ですから、できれば職場実習を受け入れてくれる、その先のことはどうであれ、まずはこういう学校でいろいろな訓練を受けた生徒たちが実習として何かしら就労体験ができるような企業を増やしていくことが、行政しても何かしらできないかという私の思いもあるのですが、その辺についての福祉部としてのお考えはどうでしょうか。

○福祉部長

発達障害についての就労支援というのは、知的障害、精神障害、身体障害の方々と発達障害の方々の特性が違うということが必ずしもすべての企業の採用担当に理解されていないところがあるのだろうと思います。発達障害の方については、その特性を生かせば、むしろ健常者よりも作業効率が上がったりしている事例もあります。例えば健常者が嫌がる作業で、非常に単純な作業など、人間性疎外を感じるような作業もありますが、そういうところで非常に効率を上げたりしている事例もあるのです。最近ですと、札幌市の障害担当部局で、企業に対して、障害者の特性、発達障害者というのはこういう方々であって、何を見て発達障害者に対する職業特性といいますか、作業の特性を推しはかるかということマニュアルにして、11月に配っています。そんなことも参考にしながら、市町村の役割は、今の発達障害者支援法でもそんなに大きな役割はないのですが、実際に企業の方々と産業港湾部が中心に接することがあるわけですから、そのようなことも話題にしながら進めていきたいと思っています。

○千葉委員

ぜひ、前進するようによろしくお聞きしたいという思いを伝えて、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○齋藤（博）委員

◎ふれあい収集について

最初に、ふれあい収集についてお尋ねしたいと思います。

まず、この事業の目的についてお聞かせください。

○生活環境部副参事

ふれあい収集についてでありますけれども、平成17年4月から始まった制度であります。ふれあい収集の目的と制度の内容でございますけれども、高齢、障害などの理由によりまして家庭ごみをごみステーションまで出すことができない世帯のために、係員が玄関口まで伺い、戸別に収集します。また、収集の際には安否確認のために声かけも行うという意味合いから、ふれあい収集という名前をつけた制度になってございます。

○齋藤（博）委員

直近のデータでいいのですけれども、ふれあい収集の実績として市内でどのぐらいの件数があつて、ごみの量としては、重さでも量でもいいのですが、どれぐらいの実績があるのかを聞かせたいと思います。

○生活環境部副参事

実績についてですけれども、直近のデータでいきますと11月でございますので、それに基づきました実施件数は550件となっております。その中に入院等の休止件数が59件含まれますので、実際の収集は491件が実績でございます。

次に、量につきましては、各家庭から可燃ごみ、不燃ごみ、資源物のごみを週に1回、一括して集める形になっておりまして、平成22年度における袋の数で量を答えますと、まず、総体としましては5万2,502袋の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを集めておりまして、累計の総数が1万5,298件になっておりますので、1件当たり大体3.5袋集めているのが実情でございます。

○齋藤（博）委員

先ほどもちょっと触れていただいておりますが、ふれあい収集を利用する理由といたしますのは、当然、高齢ということから始まると思うのですけれども、高齢だけではないみたいなので、どういう方がこの制度を利用しているのか、できたら利用割合も含めてお聞かせください。

○生活環境部副参事

それでは、実際に収集しております491件について、11月末の数字で答弁いたしますが、まずは高齢という理由になります。これは、ただ高齢というだけではなく、当然、高齢に伴って生活に不自由を来している方が対象となりますが、491件のうち206件、42パーセントとなります。それから、年齢に関係なく身体の原因は101件で21パーセント、また、本人の申告でございますが、認知症という部分では19件で4パーセント、その他病気を含みますと165件で33パーセント、そのような割合での収集理由別になってございます。

○齋藤（博）委員

今、いろいろな事情なり理由でふれあい収集を利用されている方が491件いらっしゃるということですが、この申請のシステムは、どういう手続でふれあい収集をお願いする流れになっているのか、希望する方が最終的にこのシステムに乗る流れについてお聞かせください。

○生活環境部副参事

まず、資格という問題でございますけれども、スタート当初に参考にした道内の市におきまして、また、ほとんどの市がそうでございますが、例えば、障害手帳であれば何級、介護が必要な方であれば要介護度が幾ら以上と、収集の対象となる基準をかなり細かく設けてございますけれども、基本的には、私どもが面談の上、現実にごみを出せない状況であれば承認するというスタンスに立っております。手順でございますが、まず、電話で申込みを受けてございます。御本人のほか、親族でも、また、介護施設の担当者、民生委員など、どなたからでもそういう申

込みがあれば受付いたします。その次に、自宅を訪問して面談になりますが、担当職員が御自宅を訪問して、申込者の状況や身体的な状態や状況などについて、御本人と会いまして、例えば、介護担当者がついている場合は、その方や家族にも来ていただきまして一緒に話を伺って確認してございます。その上で決裁をいたしまして、後日、ふれあい収集承認の結果を知らせるようにしてございます。

なお、収集方法は週 1 回ですが、あらかじめ指定した収集曜日に訪問しまして、先ほど言いました燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物について、分別されていることが条件ですけれども、一括して玄関口で受けるようになってございます。大体、これが現状でございます。

#### ○斎藤（博）委員

最近、お年寄りだけではないのですけれども、マンションなどに住んでいる方が多いのですが、今はほとんどがオートロックみたいになっていてなかなか簡単に入っていけないような現状もあるわけです。マンションでひとり住まいをしている方がふれあい収集をお願いした場合のごみの出し方は、玄関と言っても、自分の部屋のドアを言っているのか、それともマンションのエントランスを言っているのか、ちょっとわからないのですけれども、その辺についてはどういうふうに整理されていますか。

#### ○生活環境部副参事

マンションの対応でございますけれども、まず、オートロックでありまして、あけていただいて中に入ることが最低限の基本になりまして、中に入りましたら、廊下ではなく、相手方の玄関の内側にごみを置いてもらって、その上で御本人に確認した上で出すこととなります。廊下に置きますと、におい等で隣近所から苦情が出るということで、基本的にマンションについては何った家の玄関口からとることになっています。

それから、オートロックで入れない場合は、その管理者と相談しながら、通常の形でもしエントランスのところに置くのであれば置くなり、それはまた個別に対応を考えなければなりません、基本的にはドアをあけて内側の玄関から出していただいております。

#### ○斎藤（博）委員

具体的なこの事業の展開なのですけれども、今は、どういう体制といたしますか、どこがどういう形でやっているのかということについてお聞かせください。

#### ○生活環境部副参事

昨年まで、一日フル活動する班として 1 班 2 名体制で行ってございましたけれども、件数も増えてまいりましたので、今年度から 1 班 2 名体制の一日フル活動のほかに、午前中の作業が終わった班が午後から 1 班 2 名で手伝うということで、1 日 1.5 班、4 名体制で収集体制を組んでございます。

#### ○斎藤（博）委員

申込みから訪問して、面談して、判定して、そして、具体的には 1.5 班で収集ということになるのですけれども、この一連の作業の全部を市の職員がやっているのですか。

#### ○生活環境部副参事

現状は、全部、市の職員でございます。

#### ○斎藤（博）委員

基本的にはプライバシーの部分もありますし、個々の住宅を訪問し、さらには安否確認までとなると、コスト的には民間ではなかなかやり切れない部分もあると思うのですけれども、この部分についての今後の扱いはどのようにお考えか、この項の最後にお聞かせください。

#### ○生活環境部副参事

今、委員がおっしゃいましたとおり、受付、面談、判定という作業は、やはり、市の責任において市の職員で対応しなければならないと考えてございます。その上で、収集については、先ほど委員がおっしゃったとおり、確か

にプライバシーの問題等もあります。また、市の体制等の問題もあります。全道的に見ますと、確かに、市が収集しているところもありますし、それから、収集だけを委託している場合もございます。そういう中で、今後の収集については、直営がいいのか、委託がいいのか、一つの課題であるというふうにとらえていますが、その辺の結論はまだ出せない状況でございますので、他市の状況や今後の事業所の体制などを踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

#### ○斎藤（博）委員

その辺について、今、直営でやっている部分を委託にする際は、今言っているような利用者の立場に立った考え方もありますし、コストの問題もあると思います。一方で、委託業者を見たときに、こういう仕事を受ける業者は非常にコストパフォーマンスが悪いわけですから、その辺についても、今後、改めて別の機会に議論させていただきたいと思います。

ただ、今おっしゃっているように、申込みなり、訪問、面談、判定のところは、極めて行政的な責任といえますか、公的責任が重いので、この部分はこれからも直営でやっていくのは当然だろうと思いますけれども、収集についても、仮に委託の話があるのであれば、どうして委託にすることが可能なのかということについて改めてきちんと議論させてもらいたいと思っているということで、この質問は終わります。

#### ◎ごみの冬季収集困難地区について

次に、冬季収集困難地区について、その現状などをお聞かせいただきたいと思っております。

まず、冬季収集困難地区の対応といえますか、実績を含めて、今どういう形になっているか、お聞かせください。

#### ○生活環境部副参事

冬季収集困難地区の基本的な考え方でございますけれども、冬期間、小樽特有の急坂、坂が急で車が上がっていけないとか、平らなところであっても雪のために道路が狭くなって大型収集車が入れないとか、そういう地区を指定して冬季収集困難地区としております。その上に立った解消策、対応といたしましては、大型収集車ではなく、小型収集車を別仕立ていたしまして、そして、従来のステーションに夏と同じように出せるような対応を考えております。それが冬季収集困難地区の対応であります。

そういう対応の実績といたしましては、現在、88か所を冬季収集困難地区と指定しておりまして、そのうち76路線を夏と変わらない形で収集できるように強化するという対応をしてございます。中身的には76路線のうち48路線を委託をお願いしまして、直営としては28路線でっております。

#### ○斎藤（博）委員

最初に出た88という数字の単位は、88か所というように聞いたのですけれども、それはステーションの数ですか。最後に言ったのは、路線の数ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

#### ○生活環境部副参事

冬季収集困難地区に指定されている路線が88路線になります。そのうち、現在、手を入れて困難地区を解消できているのが76路線という意味であります。

#### ○斎藤（博）委員

路線とステーションの関係ですけれども、今、88か所のうち76か所とか路線というふうに言われていますけれども、具体的にステーションの数で言うと、対策がとられているステーションは幾つあるのですか。逆に言うと、計算上は冬になると使えなくなるステーションが出てきますけれども、それは今幾つぐらいあるのか、お聞かせください。

#### ○生活環境部副参事

88路線のうち、まだ手をつけていない12路線について先に申し上げますと、この12路線には33のステーションがございまして、大体218世帯ほどが残っております。また、76路線においても、1路線は大体3から4のステーション

ンでございますので、大体300近いステーションが対応できていて、指定してもまだ対応できていないところが三十三、四ステーションとなります。

**○斎藤（博）委員**

現実問題として、この33のステーションを利用している方々は、冬期間はどのようなふうになさっているのですか。

**○生活環境部副参事**

これは、非常に申しわけないのですが、夏場であれば、坂の上に設置してあるごみステーションですが、冬は車が上れるぎりぎりの、滑らない安全な下のステーションを指定いたしまして、そこまで個々にごみを持ってきてもらうということで、冬の間は夏に使っていたステーションは閉鎖することになります。また、狭い路地におきましても、冬の間は表通りまで出していただくよう御協力を願っているところであります。

**○斎藤（博）委員**

以前ですと、そういうステーションも極力生かして、ごみの袋をビニールシートに積み直して、そのビニールシートを職員が4人で車の行けるところまで引きずりおろして収集するというやり方をずっとしていたと記憶しているのですが、いつからそのやり方をやめたのですか。

**○生活環境部副参事**

平成17年度のごみの有料化のときからいろいろな制度が強化されまして、そのときは直営班でしたけれども、車の体制の強化というもの、それから、路線を指定するという体制に入っております。それまでは、今、お話にありましたとおり、路線という考え方はとらずに、現実には困難であればシートで引っ張り出していましたが、17年度以降は路線を決めて、なおかつ、機動力を使ってできる、そういう効率的な部分を含めて対応しております。

**○斎藤（博）委員**

ごみの有料化のときにはいろいろな議論がありまして、副参事もよく御承知だと思いますが、その当時の言い方では、冬季収集困難地区については解消を目指してほしいということが有料化の一つの条件だったと言いますか、そういうお願いをいろいろな方がしていたと思うわけです。現在、12路線33ステーションぐらいは冬期間だけ市民の皆さんがごみを下のステーションまで持って行くというふうにやっているわけですが、有料化以降、この路線数なりステーションの数は減っているのですか。

**○生活環境部副参事**

最初に指定して88路線から始まって、毎年、5か所から10か所ずつ解消してきて、ようやく残りが12路線になったところでありまして、その間、解消してきたのが76路線ということ。来年は12路線のうち3か所を解消する予定でして、そうすると残りは1けた台になります。ただ、最後の1けた台になると、どう頑張っても車は上りませんので、その次の対応として、機動力がなくても何か手を入れられるような方法も考えていかなければならないと思っております。そういうことでもありますので、これまでの経過は毎年対応してきた結果という意味でございます。

**○斎藤（博）委員**

今お答えいただいたように、最終的には、冬季収集困難地区の路線なりステーションについては、全廃を目指すというか、ゼロを目指していくという考え方に立っているということでしょうか。

**○生活環境部副参事**

できれば、そういう方向で考えております。

**○斎藤（博）委員**

わかりました。

**○地域密着型サービス事業者の公募について**

では、質問を変えます。

次に、御報告にもあったのですが、平成23年度に地域密着型特養を2か所という計画が示されているところであり、公募要領はホームページにも載っていると書いてありますが、最初に、公募要領の概略について、これはどのようなものなのか、説明してください。

○（医療保険）主幹

地域密着型サービス事業者の公募要領の概略ですけれども、今回、地域密着型の介護老人福祉施設2か所を公募しております。1施設定員29人で、中部地区を原則としておりまして、12月1日から12月28日までの公募期間で現在募集中です。

○齋藤（博）委員

11月15日に法人説明会を実施したというふうになっておりますが、この説明会には何社ぐらいが参加されているのかということ、12月1日から申込みが始まっていますけれども、現時点でどのぐらいの申込みがあるのか、教えていただきたいと思えます。

○（医療保険）主幹

11月15日の説明会の参加者ですけれども、3社来ております。

それから、応募状況ですけれども、現在のところ申請はまだありません。

○齋藤（博）委員

私は、従来から、こういう施設を決める際をお願いしておりますけれども、当然、競争する状態になったときに、A社、B社、C社とか、申し込んだ業者をどういう基準で判定して、何点になって、どこの業者に決まるのか、そして、どこの業者がダメだったのかという部分について、判定委員会の結果を資料として出してもらうことを繰り返しお願いして、この間も出していただいております。今回の場合も、同じような表というか、このままでいくと来年の第1回定例会になると思うのですけれども、その時点では結果を出していただくと理解してよろしいでしょうか。

○（医療保険）主幹

選考結果の公表ですけれども、ホームページで公表しますと同時に、厚生常任委員会委員にもお知らせしたいと思っております。

○齋藤（博）委員

わかりました。

◎福寿荘の跡地利用について

ちょっと話の角度を変えまして、福寿荘についてです。

福寿荘の新規募集を停止してからずいぶんたっていると思うのですが、募集を停止したときにお聞かせいただいた理由と、もう一つ、現在は何人入居されているのか、お知らせいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

あれは、3年前の平成19年12月の厚生常任委員会で、19年度で募集をやめます、20年度から新規募集を停止しますという話をさせていただいたところでございます。

その理由として、まず一つには施設の老朽化、あと、福寿荘は軽費老人ホームのB型ですけれども、国でB型をやめてケアハウス型に一元化するという方針が出ている等の理由によって募集停止という話をさせていただいたところです。そして、20年第1回定例会で所定の条例改正をして、予定どおり、20年4月からは新規募集を停止しています。

当時、36名の入居者がおりましたが、今の段階であと5名になっております。そのうちの1名は、今週中か来週の頭には育成院に行くように段取りをつけておりますので、近々、4名になるという状況です。

○齋藤（博）委員

施設の老朽化もそうですけれども、当時のやりとりの中で、福寿荘を残せという話よりも、次はどうするのだという話をずいぶんさせていただいたと記憶しております。そのときの小樽市なり福祉部の答弁は、福寿荘の跡地利用については、やはり福祉施設を想定していきたいと。市が建てるうんぬんではなくても、民間の力を活用することも含めて、そういった施設を何とか跡地に建てていきたいという説明もいただいたように思うのですが、その辺について改めてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

廃止後の展開としては、ちょうど介護保険の第 4 期事業計画の策定が平成 20 年だったこともありまして、第 4 期計画の策定委員会でも議論していただき、福寿荘の跡地については、今、公募したように地域密着型の特養にしていきたいという話をさせていただいて、いいのではないかとという話もいただき、庁内的にも合意を得て、このたび、1 か所は福寿荘の跡地を利用してもいいということで公募させていただいたところです。

○齋藤（博）委員

今、お話を聞いたように、福寿荘の募集停止から一連の経過がありまして、跡地の利用については福祉施設をというようなことだったのです。今、具体的に地域密着型特養の公募を行っている段階で、先ほどの公募要領について一定の説明をいただいたわけですが、福寿荘の跡地を利用することについてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただけますか。

○（医療保険）主幹

公募要領で福寿荘の跡地の利用につきましても触れておりまして、施設用地として小樽市軽費老人ホーム福寿荘の跡地を利用することも可能ですと公募要領でうたっております。

○齋藤（博）委員

使ってもいいですとか、可能ですという言い方と、使うことを前提条件にするということでは意味合いが全然違ってくるし、受け止めも違うと思うのです。相手方もあるし、業者の都合もありますから、簡単な話ではないにしても、今回、地域密着型特養を公募するときには、今住んでいる方うんぬんは別にしても、福寿荘跡地を使っただけで非常にいい機会というか、チャンスだと思うわけです。その部分が、使ってもいいですという提案型ではなくて、もう少し縛りをかけられないものかというふうにも思ってしまうのですけれども、その辺についてはどういう扱いになるのでしょうか。

○福祉部長

介護保険施設を建てる底地の話になると、所管は福祉部ですので、私から答弁させていただきますけれども、建築義務をかけた場合の市有地の売払いについては、いろいろな障害が出る可能性があります。これは、実際に契約管財課や財政当局とも話をした中で、そういう意味では、縛りをかけるのではなくて、一つには、これまでの第 4 期計画にある施設で、今回はたまたま 29 床の地域密着型特養ですけれども、そのほかのもので、例えばグループホームとか小規模多機能とか、小規模多機能併設高齢者専用賃貸住宅が含まれてもいいと思っています。

その中で、例えば、先の話になってしまうかもしれませんが、29 床の地域密着型特養は、大体は大もとの施設があってそこでの人員基準の兼務によって経営が成り立つものですから、その中身として、近隣に施設を持っていない方々からするとあの場所はあまり魅力のない土地であります。そのことから、特養が建たなかった場合には、当初申し上げていたような高齢者の福祉に処する施設として、介護保険適用かどうかは別にして、実際に、今、高齢者専用住宅という名前かどうか、今の新しい法律で有料老人ホームと言えるかどうかは別にして、主に高齢者の方々が入っておられる施設があります。それは、要介護か、要支援の状態かは別にして、そういう施設が市内にあって、それが介護保険の埋め切れないうちの住居の一つになっているわけですから、そういうことも含めた誘導をしていきたいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

今回の地域密着型特養の話についてはまだ可能性は残っているのでしょうかけれども、それがこういう条件を出していてもなかなかうまくいかないということになると、今おっしゃっているように、地域密着型とか、グループホームとか、いろいろな役割を重ねていくときには、果たしてあそこの土地はどうかということも考えなければならぬと思いましたので、そのときには、今、部長がおっしゃっているようにほかの使い方を含めて改めてまた議論させてもらう、検討していきたい、そういう考え方だということによろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど部長からも答弁しましたけれども、私としては、前に答弁しましたけれども、3年をかけて入居者が徐々にどうか、親切に導きながら催促することのないようにして、やっと少なくなって何とか年度中にゼロになるのではないかということで、今回こういうふうになったわけで、とりあえず当初の目的である地域密着型の特養が建てばいいというふうに今でも願っております。それに最大限かなうべく、かなってほしいと思っているのですけれども、もししなければ当初の目的が達せないわけですから、次にどうするのかというのは、部長が答弁したように、こうやって頑張っているのだからもっといいアイデアがないのかということも含めて庁内的に話し合いをして、また、こういう場で議論させていただきたいと思います。

○齋藤（博）委員

結局、今回の地域密着型特養の話は一定の結論が出て、うまくはまればそれでよかったとなるけれども、これが、仮に土地を買って事業をする人が出てきても、ここを選ばずにほかの場所に建てることになると、引き続き、地域密着型の新たなものということではなくて、もう少しバリエーションを広げて検討していく扱いになっていくだろうと思います。それは、たぶん、この流れでいくと、こういうことを繰り返すのではなくて、今回、難しいのであれば、選択肢を少し広げるという考え方に立っているということによろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

○齋藤（博）委員

◎不法投棄について

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

今定例会で、不法投棄の話が出されました。繰り返して恐縮ですが、この不法投棄にはいろいろなものがあると思うのですが、特に家電リサイクルにかかわる不法投棄の実態について、お知らせいただきたいと思います。

○生活環境部副参事

まず、平成22年度の数字で答弁いたしますと、廃家電の不法投棄につきましては、テレビで117台、洗濯機で19台、冷蔵庫で32台、計168台となっております。この中には、生活環境部と庁内で自己管理する部署で家電を処理した分と、22年度は、国の費用で業者に委託して行いました海岸不法投棄、また漂着物処理から出た廃家電30台も含めて168台となっております。

○齋藤（博）委員

テレビ、冷蔵庫、洗濯機など出方もいろいろとお話があったと思うのですが、不法投棄を発見した場合の処理をまずはどうするのか、お聞かせください。

○生活環境部副参事

不法投棄の家電に関係しての処理方法でございますけれども、不法投棄でありますので、基本的には不適正排出をした者を確認する、突きとめるのが第一でございます。ですから、過去には、業者が大量に投棄したものにつきましては警察と協力して相手を突きとめ、警察で罰した経緯がございます。ただ、1個、2個とばらばらになって

いてその番号からなかなか相手を突きとめることができない場合は、いったん、廃棄物事業所なり、又はそれぞれを所管する保管場所に持っていきまして、年に 1 回ないし 2 回、家電リサイクル法にのっとってリサイクルが可能なものにつきましてはリサイクル券を郵便局で購入して処理しております。ただし、テレビでブラウン管がないとか、その他家電でばらばらになって腐食しているものについては埋立てをしております。

**○斎藤（博）委員**

要は、出した方がわからない不法投棄されたテレビの場合は、センターに持っていき、最終的には小樽市がリサイクル券を買ってリサイクル業者をお願いして処理してもらった流れだということですが、こういう流れが一般的なのですか。投棄した方がわからないという前提ですが、リサイクル券を買ってリサイクル業者に回していくのが一般的な状況ですか。

**○生活環境部副参事**

国では、不法投棄されたものは、家電リサイクル法にのっとらないで自治体の考え方でリサイクルするなり処理していいことにはなっているのですが、大半の市では、家庭から排出したものについては家電リサイクル法にのっとって処理するよう指導している関係上、リサイクルできる形がある程度残っているものについては、全額、市費の持ち出しになりますけれども、リサイクルを優先しているところでして、小樽市としてもリサイクルを優先しているところでございます。

**○斎藤（博）委員**

ちなみに、合計で168点というテレビなどのリサイクル券を購入する費用は1年間で幾らなのですか。

**○生活環境部副参事**

本年の処理は終わっておりますので、その金額で申しますと、先ほど言った生活環境部、ほかの所管の部分、海岸不法投棄、漂着処理に伴った費用、リサイクル処理費用につきましては168台で38万7,372円でございます。

**○斎藤（博）委員**

38万円なのかと言ってしまうかもしれませんが、なかなか納得できない数字でもあります。本来はあつてはいけないということから始まっているので、やる人は確信犯みたいな感じで不法投棄をしているからなかなか難しい部分はあるのでしょうかけれども、最終的に後始末は税金ですという部分については、立場が変わるとずいぶんと納得のいかない話だとも思うのです。当然、最終的にはこういった税金の使い方をやめていく方向に立っているとは思いますが、今後、不法投棄についてどういう対策をとろうとしているのか、最後にお聞きして、終わりたいと思います。

**○生活環境部副参事**

委員の今の御指摘に対して、御心配されるとおり、来年はテレビが地デジ対応となる年でございますので、冬はまだ大丈夫かと思っておりますけれども、年が明けて暖かくなりますとテレビの不法投棄が心配されるところであります。そういう中で、市としましては、今、2班4名体制の直営で行っている屋間の監視を引き続き行うとともに、これは来年度の予算ですから言明はできませんけれども、ただ、国へのお願いとしまして、今年度は5月から11月に海岸線の不法投棄監視を行ったのですが、同じく厚生労働省の緊急雇用の負担金を使いまして、来年度の期間はまだ今後の調整もあり、これより若干短くなるかと思っておりますけれども、国の費用で不法投棄監視を行えるように申請しているところであります。また、環境省のグリーン・ニューディール政策がありまして、6月から11月に夜間監視を行ったところですが、これにつきましても、来年度は委託になると思っておりますけれども、今、後志総合振興局を通じて道、国に申請しているところでございます。そういう中で、今年度に引き続き監視を強化してまいりたいと思っております。

**○副委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

予定の時間を過ぎておりますが、私からは、3点についてお聞きしたいと思います。

◎保育費用について

最初に、保育費用の負担割合について質問したいと思っております。

現在、保育費用の負担は、国なり地方自治体なり、また、利用している方々の負担となっているのですが、基本的な負担割合はどのようになっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

基本的に、保育に係る経費総体に対しまして、まず、保護者の保育費の負担基準が出てまいります。これは、国の基準で算定されるものがありますが、それを差し引いた後に、残りについて国が2分の1、北海道と小樽市がそれぞれ4分の1ずつとなっています。

○吹田委員

保護者の負担の基本的な考え方は、行政側の持分と半々という考えの見方でいいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

特に、半々ということでは承知しておりません。実際に、保護者の負担割合は、保護者の所得に応じて違ってまいりますので、必ずしも半々にはならないと思います。

○吹田委員

先日、私は、一般質問でもそういう言葉を使っていたのですが、今、子ども・子育て新システムの関係でいろいろ検討している中で、そもそもそういう文言は厚生労働省の検討委員会で作ったのだと思うのですが、利用者の負担について、財源確保の状況を勘案して、今後の負担をという話が出ておりました。全体の子育ての関係が財源のしっかりした裏づけがない中で動いていると考えていまして、結局、その中で利用者の負担をどう勘案するかということは、基本的に国の負担をどうしようかということではないかという感じがしているのです。

この問題について、今は大変難しい経済状況にありますから、負担が利用する方々に傾斜していくのは非常に問題がある中で、今、北海道も含めた都道府県知事が、こういうものに対して特区の考え方を国に要請しているのですけれども、特区の基本的な考え方、中身を小樽市ではどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

都道府県知事が特区の申請をしているというのは、恐らく地域主権に関するものなのですが、許認可関係の一つに保育所の最低基準がございますけれども、そういったもろもろの許認可関係について、恐らくは特区を設けて自主的にやっという動きだと思います。これについては、現在、国でも地域主権の関連法案が今回は審議未了といえますか、延びてしまいましたけれども、いろいろな意見がある中で、各自自治体は、基本的にそういったものは地域主権の観点から、国から私たちの手元に来てやっという考えが示されていますけれども、保育所の最低基準に関しては、今、国が定めている最低基準は、実態としてはほとんど最低の状況ですから、特に小樽市とすれば、それをさらに自主的に基準を下げていく必要は特にないものというふうに考えております。

○吹田委員

正確な部分がまだはっきり出ていないのですが、北海道は、例えば、最低基準である乳児1人当たりの面積は1.65平方メートルについてとか、また、ゼロ歳児の3対1の保育を、産休明けから1歳になるまでの子供まで、ばらばらでも何でもいいので4人の子供を1人の保育士が見なさいというイメージで考えているとか、こういういろいろな考え方があって、子供の全体を育てる中では物すごく問題があるような気がするのです。そういう形のことを道が特区だと言っている関係について、市町村に対して事前に相談等はあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

特に、そうしたものはございません。

**○吹田委員**

これは特区により基本的な最低基準がなくなることは、児童福祉法で決まっている基準がなくなることを示している感じがします。そういう場合には、当然、法律の規定を差しおいて何かになるということはちょっと無理があるので、そうすると、それ以前の法律の基準がなくなってしまうことが考えられると思うのですけれども、そういう状態になると危惧されることについて、専門的な行政の立場でそれはそういう可能性があると考えるのが普通なのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

今の吹田委員がおっしゃっている要素というのは、複数のものが重なり合っているのかと思うのですけれども、例えば、国が進めている幼保一体化で、現在の保育所における保育士の配置基準や面積基準がありますし、一方では、幼稚園で縛りとしてある教諭の配置基準、それから、もしかしたら面積の基準もあるかもしれません。そういったものを一体化しようとする中で、今、国ではどういった基準がいいのかという議論がされていますので、まさに、保育所側からすれば、今の保育所の基準が変わり得る議論がなされているのは事実だと思います。

それから、もう一つは、面積の最低基準については、あくまでも地域主権の関係は国で議論をされています。また、子ども・子育て新システムとはまた一つ別なところでの議論になっています。そうしたことで、今、国では複数の場所でさまざまな議論がされていますので、どちらにしても今後の議論の方向性を見なければいけません。重ねた答弁になりますけれども、小樽市のような自治体にすれば、現在の最低基準の段階については、それ以上上げる必要は特にないので、その必要があるのは、恐らく、何百人、何千人という待機児童を抱える大都市は、もしかしたらその必要性を感じているのかもしれないというふうに思います。

**○吹田委員**

これは、何年もそういう問題が出てきているのですけれども、こういう施設の一般財源化という問題があります。小樽市の場合、公立保育所の関係は一般財源化となっているのですけれども、そういう問題で、例えば、民間の保育所も一般財源化となった場合に、今まで私が質問した中で、小樽市の場合一般財源化しても財政的には何も困っていないという御回答をいただいていると私は考えているのですけれども、今後、民間もそういう形になったときに、特に問題はないと考えるのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

まさに、公立保育所は、平成16年から三位一体改革で一般財源化になってしまいました。その間、議会でもいろいろな質疑をいただいて、費用はちゃんと足りているのかどうかということで、いろいろと計算しますと、やはり、基本的にはそれまでの国や道の負担金相当額が計算上は入ってきていることになります。今回の民間保育所のお話ですけれども、現在は民間保育所の運営費については国庫負担金、道負担金が入ってきていますけれども、これも、いわゆる一括交付金の議論の中で一般財源化になるような議論がされていますけれども、自治体としましては、今入ってきている所要額と同等額が一般財源化されるのであれば、それはそれで結構かということです。そういうふうに市長会などでも要望しているところでございます。

**○吹田委員**

実際の交付金は、計算上の6割前後から7割ぐらいだと言われておりまして、単純計算では今までと同額という形になるのかもしれないのですけれども、これは非常に難しいものだと考えておりますので、私は、市の財政に恐らく大きく影響すると考えているのです。今後、子育ての基本的なスタンスは市町村にということになりましても、最終的な部分はやはり国が責任を持って、国が決めた憲法や法律というものをきちんと守りながら、実際にやるのは市町村になるのではないかと思います。そういうことも最低限必要だと私は考えるのですけれども、今後、小樽市では国に対して、そういう形のことをきちんと伝えていけるかどうか、私はいつも言っているのですけれども、

この辺のところについて、福祉部長はどのように考えられていますか。

#### ○福祉部長

今のような御質問が出るのは、現在の政権が、子育て支援についてのシステムもそうですけれども、子ども手当についてもはっきりとした方針を示し切れていない、あるいは、一度出しても、ある団体から反対をされると、一つ出していた案が五つの案に変わって 2 週間後に発表されていることが、実際に幼稚園や保育所を経営されている方から見ると非常に不安だと思います。

今、私どもが言えることは、まず一つには、全国市長会で子ども手当についての決議をしていて、児童手当分が今は地方財源の持ち出しになっているわけですけれども、その部分をまず解消してくれということを行っています。要するに、子ども手当の財源はすべて国で出してくださいと。それは、今、控除から手当へということで税法のいじりとかいろいろやっていますけれども、それはともかく、地方から、今までの児童手当の分で、当時の原口総務大臣が何か一番いい案が出ましたと言って、要するに詐欺みたいなものですから、そういう形での財源をやめてほしいと言っています。

それからもう一つ、子ども・子育て新システムについて言えば、今お話しがあった国、道、市のほかに、今のシステムの論議には事業者負担も求めているわけです。例えば介護保険や国民健康保険のような保険制度にして利用者の負担を求めているけれども、経団連からはもう完全にナシのついでで、冗談ではないと。今、児童手当も、扶養手当も含めてですが、負担金を出しておりますから、そのことについての決着がつかない限り、子ども・子育て新システムそのものの議論が成り立たなくなっているわけです。

今、厚生労働省で抱えているほかの障害とか高齢者医療については、それが通るかどうかは別にして、ある程度最終案のところまで来ているわけですけれども、子ども・子育て新システムについては全くめどが立っていません。まして、厚生労働省、文部科学省という仲の悪い省庁を一つにするということはあり得ませんから、この中で今の制度が変わっていくことはまずないというふうには私は思っています。

あと、国の流れを待っていても仕方ないので、本当は、子ども手当を現金給付ではなくて現物給付にさせていただいて、市町村の自由裁量でやりたい部分もありますが、それができないとすれば、今の制度でいかに効率的に子育て支援の施策を打っていくか。その中で、市立保育所の規模・廃止に関する計画については、第 2 回定例会で素案を出し、今回は成案を出させていただいているということですので、御理解いただきたいと思います。

#### ○吹田委員

この関係でもう一つあるのは、所得控除の関係で、扶養控除がありまして、これは、市民税の関係とか学校の関係には直接影響はない部分が原案としてあると思いますけれども、保育所にはこの部分は当然かかわってくるような感じがするのです。この辺につきましては、国がどうするかという問題もあるのですけれども、やはり、私は、基本的なスタンスというか、姿勢としては、当然、負担が増えることは、子育てをする方々の応援には決してならないと考えております。この辺の取扱いについてはどのような考え方で今後臨みたいのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○（福祉）子育て支援課長

今回議論されております税制改正の影響は確かに出てくる可能性がありますので、これは、数年前の税制改正のときもそうだったのですが、国では、税制改正の内容に合わせまして、保育料の国基準表を改正した経過がございます。恐らく、今回もそういう必要があらうかということで、全国市長会の立場でも、税制改正がもしあるならば、税額が増額する世帯について影響が及ばないように必要な措置を講じるように強く求めていますので、引き続き、国の議論の様子を見ながら市長会を通じて要望していくことになっております。

#### ○吹田委員

これについては、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

### ◎3種ワクチンの接種について

続きまして、今回、子宮頸がんを含めたワクチン接種が動いたのですけれども、特に子宮頸がんワクチンにつきましては、年齢を限定した形で進めるということになりましたけれども、私は、ワクチンの接種をすることが人間の成長の中で絶対条件だ、それが優先だということでもないような感じがしているのです。このワクチンの接種につきましては、なぜそれが必要なのかということについて、接種する方、また、関係する保護者への理解をどのような感じで進めようと考えているのでしょうか。

#### ○保健所長

先ほど報告でも若干申し上げましたが、HPVワクチンほど理解が難しいワクチンはありませんので、当事者本人、保護者も含めました市民への周知については次のように考えてございます。

まず、来年でございますけれども、3回にわたって、マリンホールで市民を対象とした説明会を土曜日の午前中に予定しております。その後、これはまだ交渉してございませんが、これから学校教育の現場に赴きまして、子供たちに直接説明する機会等々をつくっていききたいというふうに考えてございます。

#### ○吹田委員

私は、ある特定の原因が子宮頸がんという、がんに働くと考えているのですけれども、今、保健所長が言ったように、これとはまた別の形の教育なり何なりが必要かと思えます。そういう中で、ワクチン接種は選択肢ですから、する、しないの判断が出てくると思うのです。ここら辺の判断は御本人がするというか、こういう年齢ですから、それはそういう判断が求められるのか、それとも、親がせよという形でやるのかという問題があると思うのですけれども、この辺の微妙な立場というのはどうなのでしょう。

#### ○保健所長

両方ということになるかと思えます。やはり、中学校1年生から高校1年生の御本人にかかわる医療行為でございますので、自分で受けることについて納得することは必要なことだろうと思えますが、この年代の方々は親の保護の下にございますので、保護者がどういう考えを持つかということ抜きには語れません。結論のところ、任意接種でございますので、両者が納得して受けるものであろうと考えてございます。

#### ○吹田委員

これは、13歳から16歳の方が全部対象になりまして、予算的にも全体の数字でいくと考えますけれども、私にすれば、今回、全員が受けたとしましたら、来年以降は12歳から13歳になる人が対象になるだろうと考えているのです。そういう形で、開始当初の予算額と2年後、3年後の予算額では大幅に変わると考えてよろしいのですか。

#### ○（保健所）保健総務課長

予算の関係についてですが、今回算定しております接種対象者につきましては、基本的に、住民基本台帳等から対象年齢の人口を算出したしまして予算の基礎としております。今回の補助制度が平成24年3月まで続く格好になりますので、来年2月からの接種開始をいたしますと、そのとき既に対象になっている方々とそれ以降対象になる方もあり、小児肺炎球菌ワクチン等の場合は生後2か月の子供が対象になりますので、順次、新たに対象者となる方が出てきますので、そういう方々を全部見積もりまして予算措置をしていくという格好で考えていきたいと思っております。

#### ○吹田委員

これは、年齢の制限があるということですがけれども、正確に何歳から何歳という、日で決まってしまうものなのですか。例えば、今年生まれた人は来年3月までとか、その辺の実際の運用の仕方はどういう形になるのでしょうか。例えば16歳だったら、1日でも過ぎたらもう対象になりませんと。それから、ワクチンを2回接種することになりますから、先ほど質問された中では、事業の開始より前に接種していただめだと言うことでしたけれども、来年2月からは実際に対象者となりますが、2回目の時期がずれることも当然あると思えます。それと、例えば中

学校 3 年生の子供が対象になるといったときには、4 月生まれの人もいれば 3 月生まれの人もいますから、その辺のところで、3 年生は年度中に受ければいいですとなるのか。この辺のところはどういう形になるのでしょうか。

**○（保健所）犬塚主幹**

今回、国から基金ということで出ている制度につきましては、一つは、事業開始年度ですが、小樽市は今のところ来年 2 月に予定していますので、平成 22 年度です。それから、来年度の 23 年度です。国では、子宮頸がんワクチンについては事業年度に満 13 歳になる年といいますから、22 年度に 13 歳になる方であれば該当します。例えば、3 月に 13 歳になる方は中学校 1 年生になります。それから、23 年度に満 16 歳ということで、高校に行かない方もいらっしゃると思いますが、その年に高校 1 年生という形で設定しています。小児用肺炎球菌ワクチンについては、23 年度、24 年度で、22 年度にはゼロ歳から 4 歳に該当する方、23 年度にもゼロ歳から 4 歳になる方、誕生日がありますけれども、そういった形でやっていきます。

今の御質問ですけれども、24 年度に年を超してしまった方については、基本的には対象とはならない形になります。例えば、23 年度の 2 月に 1 回接種しまして、24 年度の 4 月になって 2 回目となりましても、その方は現行の対象とはならないという形で説明を受けております。

**○吹田委員**

そういう形であれば、本当によく周知をしないと、この制度を適切に利用できない形になる可能性があります。

それから、私が大変危惧しているのが、三つのワクチンについては、子宮頸がん予防ワクチンにしても、現在は促進臨時基金ということで、臨時という名前がついています。私は、市がこういうものを実施しますと、絶対にずっと続くわけで、期限つきでやるわけではないと思うのです。そうしますと、万が一、国で予算がなくて、今は基金ですから、基金がなくなったら次には続きませんと言った場合に、市が単独でやる可能性も十分にあると思うのですけれども、この辺の危惧というのは、皆さんが説明を受けたときにどのような形であちらに対して言ってきたのかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

**○（保健所）犬塚主幹**

そもそもこの三つのワクチンにつきましては、厚生科学審議会という厚生労働大臣の諮問機関で、この三つのワクチンについては法定接種といいますか、定期接種化が望ましいという意見書を国に出しています。将来的には、この三つについては原則法定接種になると国から聞いていますけれども、いつなるかという具体的なことについては国からの言及がございませんので、当面、平成 22 年度、23 年度は特例交付金でやっていくと思うのです。一つの見方としては、23 年度が終わった時点で法定接種になるものなのか、ならないものなのか、それははっきりわかりませんが、我々も、これまで、こういったワクチンについては全国市長会等を通して法定接種化について国に要望してきたこともございますので、今後、24 年度以降の考え方が示される前にも法定接種、いわゆる定期接種をお願いしたいということと、それが難しいのであれば、現行の特例交付金による制度の延長について要望してまいりたいと考えております。

**○吹田委員**

これは、健康のことを考えたら大変大事なものだと思いますので、私は、国がさまざまな国家財政をあちらこちらで使うのですけれども、こういうことはやはり優先順位の高いところにあるものと考えていますので、この辺についても、国に対しての要請も含めてしっかりとやっていかなければだめかと考えますので、ぜひ、その辺のところをお願いしたいと考えます。

今日は前段の方ではかの委員からいろいろと質疑がされまして、時間が大変飛び越えていますので、高齢者の保険につきましては次の機会に質問することとして、今日はこれで終わりたいと思います。

**○副委員長**

平成会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 35 分

再開 午後 6 時 23 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○中島委員

日本共産党を代表して、新たに提出された陳情第1176号、第1177号、第1182号及び第1184号はいずれも採択、また、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて討論を行います。

陳情第1176号は、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出を求めるものであり、陳情第1177号は、看護師等の大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療、介護を求める意見書の提出を求めるもので、ともに医療分野の対策を求めるものです。医療や介護現場の人手不足は深刻です。社会保障費抑制策によって、医療の崩壊と患者負担が広がり、国民の命と健康が脅かされています。看護師を大幅に増員し、労働条件を改善し、国民の負担を減らしていくことは、国民すべての願いです。

詳しくは本会議で述べますが、いずれも陳情趣旨は妥当、採択を求めます。

陳情第1182号は、最上保育所の存続方で、署名が1,110筆寄せられ、陳情者からは、署名活動の中で、地域の方から保育所に入りたくてもなかなか入れなかったとか、仕事をする若い人のために保育所は必要だなど、廃止に反対する声が多く寄せられたと述べられております。12月1日時点で市の待機児童数は35人発生しており、理事者から、新年度4月にならないと解消の見通しはないと報告を受けています。このようなときに保育所の廃止を推進することは、さらに待機児童を増加させることにならないのか、心配です。最上保育所は、平成26年度に見直すと言いますが、子供が減少すれば改めて廃止を決定するとのこと。子育て支援課は、子供の減少を待っているのでしょうか。子供が増えて、どの子も健やかに育つようにすることこそ、子育て支援課の役割ではないでしょうか。今、保育所の廃止を検討するのではなく、廃止そのものをやめることが本当ではないでしょうか。市民からの陳情をしっかり受け止めていただきたいと思います。

陳情第1184号は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求めるものです。平成22年6月9日、第80回全国市長会議決定の決議、提言事項では、容器包装リサイクル制度について取り上げています。1. 拡大生産責任の原則に基づいて、事業者責任の強化、明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管などの費用を事業者負担にすること。2. 容器包装の範囲の周知徹底、飲料容器等のデポジット制の普及及びリターナブル容器の普及を図り、容器包装の発生抑制を図ること。3. 設計段階から容器包装等の軽量化、分別・リサイクルに関連した仕様のあり方を事業所に義務づけるなど、これらのことが記されております。

委員会質疑では、事業者責任の強化による事業者への負担を懸念する声もありましたが、現状の資源リサイクル推進のための最大の課題は、生産者責任が問われない中での大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ増量です。ごみそのものを発生源で抑制し、資源化できやすい対策を事業者に求めることは基本的なルールです。

陳情趣旨の願意は妥当、採択を求めます。

また、継続審査中の陳情については、いずれも採択を主張し、各会派の賛同を求めて討論とします。

#### ○斎藤（博）委員

民主党・市民連合を代表して、陳情第1182号及び第1184号について、いずれも継続審査の討論を行います。

陳情第1182号は、最上保育所の存続を求めるものです。

市立保育所のあり方については、昨年12月に提出された市民懇話会の報告書を基本に、その趣旨を生かすべく、市立保育所の規模・配置に関する計画を小樽市福祉部は作成しました。最上保育所の扱いについては、その後、保護者の声、また、議会での議論等を受けて大きく修正されました。その内容は、平成26年度から28年度の間の廃止を改めて、26年度に方向性を決定ものです。今後の子供の動向やニーズをベースに改めて議論しようとするものです。

したがって、最上保育所のあり方については、陳情の趣旨も含め、26年度に向け、改めて議論する時間があると思います。

また、陳情第1184号の容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について、この陳情の願意についてはおおむね了解できるものですが、それを受けて出される意見書については、できるだけ厚生常任委員会の多くの意思を反映させたいと考えます。そのためには、時間をかけて議論、検討するべきと考え、継続審査を主張し、討論いたします。

#### ○濱本委員

自由民主党を代表して、新たに提出された陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方については、継続審査を主張して討論いたします。

我が会派としては、陳情の背景にある基本的思想、つまりは、資源のむだ遣いによる環境負荷の低減、そして持続可能な社会への転換、言いかえるならば循環型社会の形成、実現については当然異を唱えるものではありませんし、現行の容器包装リサイクル法が完成されたものとは認識しておりません。

しかしながら、陳情事項については、これらを実現する上での制度設計、国内経済への影響、市内関連業界への状況や影響、そして、供給者と受給者の負担のあり方、また、ライフ・サイクル・アセスメントの考え方やサーマルリサイクルについてなどなど、意見書を作成する上でマクロ的に研究、検討する必要がある課題が数多く存在すると認識しております。

よって、今後の研究、検討のために、陳情第1184号については、継続審査を主張いたします。

また、陳情第1176号、第1177号及び第1182号並びに継続審査中の陳情についても、同じく継続審査を主張いたします。

なお、継続審査の主張が否決された場合には、自席にて棄権の態度をとらせていただきますことを申し述べて、討論いたします。

#### ○千葉委員

公明党を代表し、新たに提出された陳情第1176号、第1177号、第1182号及び第1184号について、継続審査の討論を行います。

我が党といたしましては、継続審査を主張いたします。

中でも、陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方については、陳情趣旨にはおおむね賛同いたしますが、意見書案の提出に当たっては調査、研究に時間を要するものと判断いたしました。

また、継続審査中の案件につきましては、検討の結果、再度、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査の可否を一括して裁決いたします。

いずれも継続審査に反対と裁決いたします。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第251号、第1176号及び第1177号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第250号、第1003号、第1145号、第1164号、第1182号及び第1184号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、所管事項の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。